

利害関係者の意見及び申請者の見解（意見者別／全文）

- ・利害関係者から提出された意見書及び申請者の見解（一部県の回答を含む。）の全文を意見者別に転記したものです。（一部意見中に記載のあった個人名を伏せています。）

＜ 提出人数：42名／意見件数：96件＞ ※事務局区分による。（同一文の意見は合わせて1件とし、環境保全上の見地以外の意見と見込まれる意見を含む。）

※通し番号88は内容に意見を含まないため、意見件数として数えていない。

- ・事務局で意見に区切りを入れ、項目名を追記しています。
- ・表右列の通し番号は、資料4-1「利害関係者の意見（項目別／概要）」の通し番号とリンクしています。

意見書 01

No	項目	意見	申請者の見解	通し番号
①	水質、立地	<p>私は6自治体の住民ではありませんが、割合近くに暮らしています。</p> <p>6自治体の方々ほどではないかもしれませんが、何度かセンターさんからの説明は聞いてきました。</p> <p>私はあまり賢くないので、説明を聞いてもちんぷんかんぷんの所も多かったす。</p> <p>しっかりと、ろ過する仕組みで、素材も丈夫なものようで、今の水がどうこうと言うこともないようなのですが、未来の子ども達が生きるとき、本当に身体に影響がないものなのか、</p> <p>今、色んなことで、世の中、国が安心の説得・説明をしたからと言って、信用が崩される事が多いですよ。だから、この産廃処分場の事も、いくら大丈夫と言われても安心出来ないのです。</p> <p>今ではなくて、将来はどうなっているのか。</p> <p>だから、せめて、人が住まない場所に建てていただけないのか…切に願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地については、「災害から重大な影響を受けない」、「必要な面積・容積の確保が可能」などの条件から適地と判断したものです。 ・処分場の地下水汚染対策として、2重の遮水シートにベントナイト混合土を加えた3重の遮水構造、電気的漏えい検知システムおよび周縁地下水の定期検査による多重の安全対策（マルチバリア）を講じており、適正に維持管理することで安全を確保します。【申請書 05(02)、05(03)】 ・国が定めている河川の環境基準や処理水の放流基準は、その水を飲用及び利用した場合であっても、人の健康や生活環境へ支障がないことを前提として設定されたものですが、浸出水は高度な水処理を実施して放流基準を満たしたうえで放流します。【申請書 18】 ・適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていきます。【申請書 18】 	1
②	大気質	<p>ろ過の問題が良かったとしても、そこに残る残骸や覆土、その上の空気はどんな状態になるのでしょうか？！</p> <p>風でその空気が人が沢山いる場所まで絶対に流れてこない、なんてことはあり得ませんよね？自然なだから。。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境影響評価では、大気質に関して「周辺地域の生活環境に与える影響は軽微である」と評価しており、処分場の稼働中は、即日覆土や散水による廃棄物の飛散防止、堅型ガス抜き管による埋立ガスの適切な排除などにより、周辺生活環境に支障を与えないよう管理をしていきます。【申請書 18】 ・処分場の廃止にあたっては、法の基準を満足し、周辺生活環境へ支障がない状態となったことを県に確認のうえで廃止します。【申請書 18】 	2
③	立地	<p>もう随分とお金・時間・労力をかけてしまったから、もうここでおしまいにしたい、という考えで決着をつけることはしてほしく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地については、「災害から重大な影響を受けない」、「必要な面積・容積の確保が可能」などの条件から適地と判断した 	3

		<p>ないです。 納得できる説明をされたところで、納得は出来ないと思うのです。 堂々巡り、または平行線です。 本当に、場所を変えていただきたい。 人が住まない場所に！！ と心から願っています。 小さな声、ではありますが、どうぞ、届きますように！！</p>	<p>ものです。 ・適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていきます。【申請書 18】</p>	
--	--	--	--	--

意見書 02

No	項目	意見	申請者の見解	通し番号
①	地下水、立地、構造(地盤)	<p>①計画地は産廃処分場に適しておらず、不向きな土地です。 「淀江町が位置する大山北西麓においては、孝霊山や鍋山などの側火山と精進川や宇田川の中流域から下流域にかけての扇状地、さらに下流に平野が形成されている。これら扇状地や平野の表層地盤は山地との境界付近以外では堆積物からなる。これら堆積物は、大山火山本体や側火山の山体あるいは谷を埋めた火砕流などが崩壊して生じた土砂からなる。基本的には、溶岩、火砕流堆積物、降下軽石や火山灰などの堆積物が崩壊したものである」(島根大学名誉教授 山下靖喜氏) つまり、淀江町の処分場計画地は大山火山の噴出物がたまっており(溶岩でなく)、火砕物が水で流されてきたもので地下水の通りがある。地下水が流れやすいということで、ちょっとでも汚水が漏れるようなことがあれば汚染はひろがる危険があり、ダイオキシンなどをふくむ産廃を処分する管理型最終処分場に最もふさわしくない土地です。「あそこに産廃処分場をつくることは非常に危険なことだと、地質の立場の人間はそう思う。もし1滴でも毒物が流れたらお終いです」と山下靖喜島大名誉教授はのべられました。地下水等調査会では福井水源への流動はないと確定されましたが、米子市の水道水確保のため、40年間計画地を含む淀江周辺を踏査してこられた故吉谷明彦島大名誉教授は「福井水源に汚水が流れないということは少しもいえない」と指摘された言葉を重く受けとるべきです。 そしてこれらの堆積物からなる地盤において地層面は弱部となりやすく、時代と共に粘土層の上に新しい地層が重なると粘土層はより大きな荷重をうけるようになるなどして、地表では地盤沈下が起きます。そもそも計画地の5割もの粘土層(軟弱地盤)の改修工事を要するような場所は、処分場に不向きです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも、福井水源地に向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書 17】 ・センターとしては、地下水等調査会の調査成果は最新の知見や現地測定データに基づく、科学的に信頼のおける結果であると考えています。 ・地盤沈下対策として、処分場の建設に先立ち 载荷(プレロード)や碎石置換などの工法により対策を講じることにより、十分な地盤強度を確保します。【申請書 05(01)】 	4

②	事業収支	<p>②事業費の収入予測は過大であり、県民の税金投入が続く恐れがあります。</p> <p>概算事業費は支出は平成 28 年に比べ令和 6 年は建設費で 21 億円、維持管理費で 5 億円増額しましたが、処分料単価の引き上げや補助金等で数字合わせをしています。処分料平均単価は平成 28 年の事業計画時には 18,500 円/t が今回 23,500 円/t と増額していますが、これは消費税や産廃処分場税が加算されていません。近隣のクリーンパークいずれもは令和 3 年に料金を値上げして、平均単価税込み 19,800 円/t です。センターの計画では変わらず 6,000 t /年を見込んでいますがはたして県内事業者の持ち込みがあるのでしょうか。民間企業・事業者は価格が折り合わなければ運搬経費を払ってでも、県外利用を続けるところが出てくるのではないのか。料金設定を県内事業者に示しアンケートをとるなどして、収入予測の根拠を示すべきではないでしょうか。</p> <p>というのも、県外最終処分量は約 1,1 万 t ですが、県内に産廃処分場の必要性をいう企業や事業者の利用の意向を調べたところ、全量を県内処理希望ではなく「県内利用だけでなくリスク分散をしたい」「半量だけ利用」という声が多く、処分場で処理をする量は、現状利用の半分という経過があったからです。センターは鳥取県に 2 億 8 千万円の借入金があります。これを交付金・補助金を 119 億円のうち 30 億円が県からの借入金で 10 年後に一括返済するとしています。果たして計画通りにいくのか。収支予測が甘いために、鳥取県が貸付けや補助金をくりかえすことは許されません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の搬入量については、県内事業者に対するアンケート調査をもとに年間 6,000 トンと推定しています。【申請書 03】 ・処理料金については、近隣の産業廃棄物の処分料金を調べた上で、その相場と物価の変動を踏まえて設定しており、今後は、利用者等の意見を聞きながら品目ごとの料金を設定していきたいと考えています。 ・処分料収入について、周辺処分場の単価設定なども調査しながら当初の受入れ単価を 23,500 円/t を設定しています。この単価は、物価の変動等を踏まえて 5 年ごとに改定する想定で、仮の試算として今の日銀の物価上昇率の目標 (2%) を参考に単価上昇を想定しています。【申請書 30】 ・返済期限の時点で不足する財源については、新たな借入によって当該借入金を全額返済することとしています。 	5
③	その他 (開発協定)	<p>③開発協定違反になります。</p> <p>開発協定は平成 4 年、計画中である県道までの谷全体をかさ上げして、土地改良済みの両側に一体的に農地として利用できるよう一般廃棄物第 2 処分場を建設することを目的として締結されたものであり、産廃処分場建設は開発協定違反ですがこれについては他の方に譲ります。</p> <p>2 期埋立中の覆土置き場についての質問で、米子市全員協議会で環境管理事業センターは、「産廃処分場内は狭く、一般廃棄物最終処分場の埋め立てが終了しているので、そのうえを覆土置き場として考えている」との答弁でしたが、米子市 (旧淀江町) と環境プラントがむすんだ開発協定はもともと産廃処分場等に利用することは想定していないのだから、そのような利用は開発協定第 4 条に違反するのではないのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発協定の取扱いについては、当事者である米子市と環境プラント工業が判断されるべきものと考えています。 ・当処分場の建設にあたり、一廃処分場とのえん堤の共用や覆土置場の利用等について、必要があれば、今後開発協定の当事者 (米子市、環境プラント工業) とセンターで協議を行うことになるものと考えています。 	6

意見書 03

No	項目	意見	申請者の見解	通し番号
①	その他（廃止、跡地利用）	<p>■ページ02-1</p> <p>○埋立終了後の跡地利用について、農地及び森林として利用しているが、管理型最終処分場の廃止基準（厚生省令）によると、悪臭の拡散、火災発生防止、害虫発生防止、地下水質基準の適合、保有水の排出基準の適合、ガス発生が認められないこと、地中温度が異常高温でないこと、開閉部の閉鎖、生活環境保全上の支障がないことが前提となっている。これらの前提条件を満たすのは、どのくらいの期間を要すると想定されるのか。また、なぜ計画段階で、跡地利用のことを記すのか。具体的に、跡地利用の要望や対象者があって、記しているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 埋立終了から廃止までは 10 年間を見込んでいます。【申請書 02】 跡地利用については、計画地は借地で計画していることから、借地前の農地、林地としてお返しすることを記載しています。【申請書 02】 	7
②	処理能力、構造（地盤）	<p>■ページ03-1</p> <p>○第 1 期計画と第 2 期計画は、埋立面積はほぼ 1 万㎡と変わらないのに、埋め立て容量が約 7 万㎡と、17 万㎡と 2 倍以上の差があるのはなぜか。1 期と 2 期の間には軟弱地盤があるが、容量（重量）の差を考慮した地盤強化対策になっているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 期と第 2 期の埋立容量の差については、第 1 期と第 2 期が構造上、重なる部分があるためです。断面図等（申請書 03-11 ページほか）をご覧ください。【申請書 03】 プレロードによる地盤対策は、廃棄物の埋立てを行った際の第 1 期、第 2 期それぞれの最終荷重を考慮のうえ、強化策を検討しています。【申請書 05(01)】 	8
③	大気質、悪臭、維持管理	<p>■ページ03-2</p> <p>○「即日覆土する」となっているが、豪雨などの災害時は不可能と考えるが、どのように対処するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨等により埋立作業に支障を生じる際は、申請書 18 章の維持管理計画書に記載のとおり、受け入れを中止する予定です。【申請書 18】 	9
④	大気質、維持管理、廃棄物の種類	<p>○「石綿含有物」「腐敗物が含まれる廃棄物」は、埋め立てエリアを区別するとしているが、「石綿含有物」を埋め立てるべきではないと考えるがいかがか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 埋め立てを行うのは、スレートやサイディングボードなど、非飛散性の石綿含有廃棄物であり、飛散性の石綿は「特別管理産業廃棄物」であり、当処分場では受け入れしません。【申請書 03】 非飛散性の石綿含有廃棄物は、法令基準に則って、適切に埋立管理をしていきます。【申請書 03】 	10
⑤	維持管理	<p>■ページ3. 埋め立て廃棄物</p> <p>○腐敗性廃棄物は 6 %程度で、短期間であっても 40 %以上にならないよう搬入管理するとあるが、どのように搬入管理するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の受け入れは予約制を予定しており、腐敗性廃棄物（有機汚泥、紙くず、木くず、繊維くず）が短期間に集中することのないよう、受入管理を行います。 受け入れた後も他の廃棄物との混合埋立により、腐敗性廃棄物が埋立地内でも片寄らないような埋立管理を行います。【申請書 18】 	11
⑥	水質	<p>○今問題となっている PFAS の対策はどうなっているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> PFAS については、国においては水道水や食品に関する実態の調査等が行われている段階であり、現時点ではその対処方針等が明らかになっていませんが、センターでは、有害性が確認されている PFAS を含む廃棄物について、自主的な管理方法により受け入れない方針であり、その方法を検討中です。今後、当 	12

			<p>処分場に係る法令基準や水質検査方法等が定められれば、それらに基づき、PFASに係る対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万が一、有害なPFASを含有する廃棄物が搬入されても、浸出水への対応としては、水処理施設に設置する活性炭やRO膜処理で浄化が可能と考えています。 	
⑦	埋立期間	<p>■ページ03-3</p> <p>○「廃棄物最終処分場性能指針」では、埋め立て期間は15年程度を目安としており、埋め立て期間を二分化しても、1期工事は10年でも、2期工事は27年と、15年を大きく超えており、指針違反である。「15年により難しい特別な事情がある場合は必要かつ合理的な年数とする」とあるが、「特別な事情」「なぜ27年が合理的な年数なのか」説明すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定地の地形、施設の配置、隣接処分場の管理状況、想定搬入量等を考慮のうえ、埋立期間を設定したものです。 ・埋立期間が指針の目安である15年程度を超えたとしても構造上問題はなく、施設を適切に維持管理することで計画地周辺的生活環境保全上問題がないものと考えています。 	13
⑧	構造（地盤、雨水集排水）	<p>■ページ03-4</p> <p>○埋立地の第一と第二を区分するため貯留構造物で区画堤を設置するのは、雨水を同一高さにある小段排水口に排水するためとあるが、第一と第二の境目は軟弱地盤で地盤強化対策をとったとしても、もしも地盤沈下した場合は同一高さにある小段排水口への排水が不可能となる。地盤沈下した場合の対応は検討されているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤対策により、埋立地底面において許容沈下量の日安10cmを超える沈下が起こらないよう対策を講じるため、排水が不可能となるような沈下は生じないと考えています。万が一沈下により、雨水排除面の中間覆土において、小段排水への勾配が十分でない事例が生じたとしても、覆土表面を再施工して排水勾配を確保します。 	14
⑨	構造（雨水集排水）	<p>■ページ03-9</p> <p>○埋立終了後の維持管理について、雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造や規模の排水設備を必要な部分に設置するとあるが、具体的にどのようにするのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立終了後の地表水は、最終覆土に勾配をつけて埋立地外周の雨水排水路へ排水します。また、必要に応じて最終覆土面にも排水路を設け、排水を促進します。 ・その他、埋立終了後を含む雨水集排水施設の具体的な考え方については、申請書05(27)章等に記載しています。【申請書05(27)】 	15
⑩	廃棄物の種類	<p>■ページ03-74</p> <p>○「紙屑、木屑、繊維屑は古紙を製紙原料に加工する工程で発生する廃棄物が多数を占めるため」、換算係数は「紙屑」を採用しているが、木屑は、必ずしも製紙原料を加工する工程で発生するとは限らず、木屑には、建設廃材でPCB（有機塩素化合物）を含む場合もある。「紙屑」にひとくくりする対応はやめるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当処分場への紙くずや木くず、繊維くずの搬入については、製紙業により生じるものが多いことが見込まれるため、その数量の概算にあたり、便宜上、環境省が示す紙くずの値を採用したものです。 ・PCBを含んだ木くずは「特別管理産業廃棄物」であり、当処分場では受け入れしません。 	16
⑪	大気質、構造（ガス抜き設備）	<p>■ページ04</p> <p>○排ガス処理方法について、管理型最終処分場であるため排ガス処理施設は有しないとあるが、どういう意味か。有機物質の混入はゼロではなく、事業計画書にはメタンガス対策の記述もあり、排ガス施設は必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書04章において記載した「排ガス処理施設」とは、廃棄物焼却炉等に設置する「排ガスの処理施設（除害施設）」のことを示しており、これらについて当処分場への設置はありません。 ・埋立地内部から生じる埋立ガスについては、申請書05(08)章に記載のとおり、適正に集めて大気放出する埋立ガス処理施設を設置します。（事業計画にはメタンガスの対策の記述はありません）【申請書05(08)】 	17

⑫	構造（囲い）	<p>■ページ05-4</p> <p>○みだりに人が立ち入ることを防止するため囲いを設けるとあるが、ドローン等を使って上から放り投げる事も可能であり、屋根が必要ではないか。</p>	<p>・ご指摘の行為は明確な不法投棄事案であり、このような行為に対しては、警察や行政当局へ通報のうえ、厳正に対処していきます。そのような理由で屋根を設置する必要性はないと考えています。</p>	18
⑬	構造（保安距離）	<p>■ページ05-5</p> <p>○開発区域と埋立区域の間に、原則水平距離2メートル以上確保するが、隣接地の土地利用状況、最終処分場の構造等により必要に応じた保安距離を確保することと記されているが、隣接地にならがあるのか。その関係で、実際どの程度の保安距離になるのか。提示すること。今後、保安距離が保ててないような隣接地の土地利用の許可は出さないということなのか。</p>	<p>・保安距離は開発区域（敷地境界）と埋立区域を明確にするために水平距離で2m以上を確保するものであり、隣接地の土地利用等を制限するものではありません。</p>	19
⑭	その他（開発協定）	<p>○第2期埋立時は、隣接する一般廃棄物最終処分場の埋め立て地を覆土用土砂の保管場所とするとあるが、一般廃棄物処分場は開発協定で目的外使用を禁じており、協定違反ではないか。協定は改定したのか。</p>	<p>・開発協定の取扱いについては、当事者である米子市と環境プラント工業が判断されるべきものと考えています。</p> <p>・当処分場の建設にあたり、一廃処分場とのえん堤の共用や覆土置場の利用等について、必要があれば、今後開発協定の当事者（米子市、環境プラント工業）とセンターで協議を行うことになるものと考えています。</p>	20
⑮	構造（消火設備）	<p>○消火栓等消火設備を設けるとあるが、どの位置にどのように設置し、夜間に出火した際にはどのように対応するのか。</p>	<p>・設置位置等の概要は、申請書05(19)章に記載しています。【申請書05(19)】</p> <p>・また、埋立地内にガス抜き設備を設け、可燃性ガスの発生を抑制するとともに、地中温度計測を行い、自然発火の防止に努めることとしています。</p> <p>・夜間の出火については、あらかじめ緊急時の連絡体制（基本的に夜間は職員は常駐しない）を構築のうえ、職員による初期消火や消防署への通報など、適切に対応していきます。</p>	21
⑯	地下水、維持管理	<p>■ページ05-6</p> <p>○地下水の水質監視井戸を、埋立地上流側2か所、下流側2か所設置し、地下水集排水設備で集水した地下水集水ピットで水質管理するというが、地下水調査会で分かった3つの帯水層ごと、また水源地ごとに観測井戸を設置しなければ地下水への影響を監視することはできないのではないかと。また、異常が見つかった場合は、どのように対処するのか。</p>	<p>・処分場に起因する地下水汚染の有無を確認するのがモニタリング井戸設置の目的ですが、処分場の地下構造を考えると漏洩事故の際に最初に影響が出るのは第1帯水層の地下水であると考えられることから、第1帯水層を観測対象としたモニタリング井戸を設置します。【申請書05(23)】</p> <p>・万が一、異常が見つければ廃棄物の受け入れを直ちに中止し、地元6自治会の代表および鳥取県、米子市で構成される安全監視委員会やその他関係機関に連絡するとともに原因調査や周辺井戸への影響調査を行い、その原因がシート破損であった場合には速やかに補修します。</p>	22
⑰	構造（地盤）	<p>○地盤沈下防止工の調査設計は、「道路土工・軟弱地盤対策工指針」（日本河川協会）に準拠して、地質調査を実施し必要な解析を実施したとあるが、対象は道路ではなく管理型最終処分場であり、そのことがどのように配慮されているのか示す事。</p>	<p>・地盤沈下防止工については、鳥取県が作成する「最終処分場の構造・設備指針及び維持管理指針」（以下「県指針」という。）に基づき「道路土工・軟弱地盤対策工指針」（日本道路協会）に準拠して設計していますが、申請書05(01)②章の記載のと</p>	23

		また、産廃等の埋立地では地震等による液状化の発生の危険性が指摘されているが、液状化対策はどのように検討されているのか。	おり、埋立地の地形や廃棄物の埋立てによって処分場底面に掛かる載荷重、遮水シートへの影響等を考慮のうえ、地盤対策の検討を行っています。【申請書 05(01)】 ・一般的に液状化しやすい箇所は、「砂地盤であること」、「砂地盤が緩いこと」、「砂地盤が地下水に満たされていること」とされています。計画地の地盤について、地質調査結果から、液状化しやすい地盤は確認されておらず、液状化は起こらないと考えています。また、廃棄物について、埋立地内では粒度が不均一で様々な廃棄物が締固めされており、浸出水も集排水管で速やかに排除されていることから、液状化は起こらないと考えています。	
⑱	構造(構造物)	■ページ05-7 ○1期計画では土堰堤として貯留構造物を使い、設計基準は各種ダムの基準に準拠し、廃棄物の最終処分場であることを考慮するとしているが、どのような考慮がなされるのか。 ○構造物の設計荷重の種類は、自重、静水圧、廃棄物圧、地震時慣性力、間隙水圧となっているが、液状化は想定されているのか。	・貯留構造物については、県指針に基づき「土地改良事業計画設計基準 設計・ダム」に準拠して設計しておりますが、申請書05(01)①章の記載のとおり、のり面用土えん堤を積み上げていく埋立地の構造を考慮のうえ、埋立対象廃棄物や土質調査により各材料等の土質定数を決定し、円弧すべり面法により許容安全率が満たしていることを確認しています。 ・一般的に液状化しやすい箇所は、「砂地盤であること」、「砂地盤が緩いこと」、「砂地盤が地下水に満たされていること」とされています。計画地の地盤について、地質調査結果から、液状化しやすい地盤は確認されておらず、液状化は起こらないと考えています。また、廃棄物について、埋立地内では粒度が不均一で様々な廃棄物が締固めされており、浸出水も集排水管で速やかに排除されていることから、液状化は起こらないと考えています。	24
⑲	構造(構造物、地盤対策)	■ペー05-8 ○構造物の地震時における安定検討は、安定解析において地震時の検討を行い、安全であることを確認したとあるが、どのように安全が確認されたのか。 ○基礎地盤は、土質調査を行い安定計算に必要な土質定数を決定し安全であることを確認したとあるが、どのように安全が確認されたのか。	・申請書 05(01)①章の記載のとおり、のり面用土えん堤を積み上げていく埋立地の構造を考慮のうえ、埋立対象廃棄物や土質調査により各材料等の土質定数を決定し、円弧すべり面法により地震時の許容安全率が満たしていることを確認しています。【申請書 05(01)】	25
⑳	廃棄物の種類、構造(腐食防止)	○腐食防止は、埋め立てるものが13種類で基本的に無機性廃棄物主体なので、集水ピットや浸出水処理施設の接触面にだけ腐食防止対策をするとあるが、そもそも腐敗の可能性があるコンクリートや鋼材は全く埋め立てない計画なのか。また無機性廃棄物主体というが、汚泥(有機性0.5%)、紙屑(5.8%)は有機性ではないのか。腐食防止対策の強化が必要ではないか。	・コンクリートや鋼材(金属くず)を受け入れることもあると考えていますが、これらは安定型品目に該当する廃棄物であり、埋め立て後に腐敗する心配はありません。 ・浸出水と接触するコンクリート構造物の表面には、「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針」に基づいて、適切な防食被覆を施工します。	26
㉑	構造(雨水)	○排水路は開渠とするとしているが、物質投棄の防止対策が必要	・雨水集排水路は、埋立地内への表流水の流入を防ぐために設置	27

	集排水)	ではないか。水があふれた時の対策はどうなっているのか。	<p>するものであることから、開渠としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的には埋立地を取り巻く排水路は、囲いの内側（敷地内）に設置するため、水路への不法投棄はないものと考えられますが、指摘の行為は明確な不法投棄事案であり、このような行為に対しては、警察や行政当局へ通報のうえ、厳正に対処していきます。 雨水集排水施設については、県指針では「降水確率年は原則 30 年」のところ、埋立期間やその後の維持管理期間を考慮のうえ 50 年確率降雨の大雨時でも雨水が溢れないように設計しており、定期点検と清掃により常にその機能を維持します。 	
②②	構造(雨水集排水)	<p>■ページ 05-9</p> <p>○排水路の雨水流出量の算定は、降水確率を 30 年を 50 年としたが、100 年に一度の豪雨が毎年の様に起きる昨今、100 年想定にすべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 雨水集排水施設については、県指針では「降水確率年は原則 30 年」のところ、埋立期間やその後の維持管理期間を考慮のうえ 50 年確立降雨により設計しており、十分に基準を満たしています。 	28
②③	その他(開発協定)	<p>○防災調整池は、隣接の一般廃棄物最終処分場のものを利用しているが、一般廃棄物処分場以外に供してはならないという開発協定を変更する事が必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 開発協定の取扱いについては、当事者である米子市と環境プラント工業が判断されるべきものと考えています。 当処分場の建設にあたり、一廃処分場とのえん堤の共用や覆土置場の利用等について、必要があれば、今後開発協定の当事者（米子市、環境プラント工業）とセンターで協議を行うことになるものと考えています。 	29
②④	構造(構造物、遮水工)	<p>■ページ 05-12</p> <p>○貯留構造物・擁壁が埋立地の一部を構成するため、保有水が擁壁から浸出するのを防ぐため、二重の遮水シートを敷設するというが、擁壁が地震でズレたり、地盤沈下したりした場合、シートがズレたり破れたりすることは想定しているのか。またその場合どのように対処するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地盤沈下対策として、処分場の建設に先立ちあらかじめの载荷（プレロード）や砕石置換などの工法により対策を講じることにより、十分な地盤強度を確保します。【申請書 05(01)】 貯留構造物やのり面用土えん堤は、「過去・将来にわたって想定される最大級の地震（レベル 2 地震動）」に耐えられる構造としています。 地震時は貯留構造物等が地盤に追従して動くため、シートが破損する恐れは極めて低いですが、万が一、破損した場合はシートを補修します。 	30
②⑤	構造(遮水工)	<p>○遮水工の底面部と法面 1 段目の上部遮水シートを対象に、電氣的漏洩検知システムを設置するとしているが、機能しているかどうかをどのように確認するのか。また、電池はどれくらいもつのか。電池が切れたり、配電線が切れるなど、機能しなかった場合は、どのように対処するのか。また、電氣的漏洩検知システムは、上部遮水シートだけでなく、下部遮水シートにも設置するべきではないか。仮に上部シートが破れても、下部シートが破れていないことが確認できれば、安全性の担保になるのではないか。なぜ設置しないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電氣的漏えい検知システムが適正に保持・機能しているかどうかは、日常の点検時に確認します。 電氣的漏えい検知システムは商用電源にて稼働するものですが、メーカーからの聞き取りでは、埋立地内に設置する機器は電極と電線のみで複雑な構造ではないため、長期間の使用に耐えうるものとのことです。 シート破損があった事例のうち、その多くは施工時の不具合や重機の操作ミスといった埋立初期における上層シートの破損であり、上下層シート 2 層のほかにベントナイト混合土あるいはベントナイトマットを含めた 3 重の遮水構造によって安全性は十分に確保できます。 	31

②⑥	構造(遮水工)	○遮水シートと遮水シートの上に保護マット工に、自己補修機能を発揮するベントナイトマットを追加敷設するとあるが、下部遮水シートの下にもベントナイトマットを敷設すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 上下層の2重シートによって国の基準は満たしますが、さらに安全性を強化する観点からベントナイト混合土あるいはベントナイトマットを追加設置するものであり、これら3重の遮水構造によって安全性は十分に確保できます。 	32
②⑦	構造(遮水工)	<p>■ページ05-13</p> ○表面遮水工は、遮水性、耐性があると書かれているが、絶対に破れないといえるのか。耐用年数は埋立期間の37年以上あるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 遮水シートは申請書05(02)章に記載のとおり、日本遮水工協会の認定基準に適合した製品を使用することで十分な強度と耐久性を確保できると考えています。【申請書05(02)】 日本遮水工協会と国際ジオシンセティックス学会日本支部との共同研究によって得られた理論式では、50年以上の耐久性があるとされています。 	33
②⑧	構造(浸出水処理)	<p>■ページ05-16</p> ○浸出液処置施設の降水量データは、埋立期間以上の45年間の降水データを使用するというが、100年に一度の豪雨を想定したものが必要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 短時間降雨に対しては、雨水や地下水の集排水施設について、県指針では「降水確率年は原則30年」のところ、埋立期間やその後の維持管理期間を考慮のうえ50年確率降雨により設計しており、十分に基準を満たしています。 浸出水調整槽の容量は、県指針で1年間通しての雨量データを用いて設計することが定められており、これに基づいて、過去45年のうちで年間・月間の最大降水量を記録した年1年分の降水量データをもとに算出したものです。なお、計算過程では当該最大年が2年連続生じたときを想定して算出しており、年間通じて降水量が多い年であっても対応が可能であると考えています。 	34
②⑨	構造(地下水集排水)	○地下水の集排水設備は、地下水による遮水工が破損する恐れがある場合には、地下水を有効に集めて排水することができる堅固で耐久力を有するものを設ける事としているが、地下水による遮水工が破損する恐れがあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する一廃処分場の建設当時の状況として底盤には湧水がなかったことや、生活環境影響調査における地下水位の観測状況から、現地で発生する湧水は少ないものと考えています。 処分場建設後に地下水位が上昇した場合でも遮水工に支障が生じないように、あらかじめ遮水工下部に地下水集排水管を設置することとしています。 	35
③⑩	大気質、悪臭、構造(ガス抜き設備)	<p>■ページ05-17</p> ○堅型集配水管をガス抜き施設として兼用し、埋立ガスを排除するとあるが、ページ04では、排ガス対策は必要ないとしていることと、矛盾するのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 申請書04章において記載した「排ガス処理施設」とは、廃棄物焼却炉等に設置する「排ガスの処理施設(除害施設)」のことを示しており、当該施設の処分場への設置はありません。【申請書04】 埋立地内部から生じる埋立ガスについては、申請書05(08)章に記載のとおり、適正に集めて大気放出する埋立ガス処理施設を設置します。【申請書05(08)】 	36
③⑪	構造(湧水対策)	○湧水対策として、湧水があった場合は対策をとるよう書かれているが、湧水があるかどうかは、現在調査されていないのか。また湧水が止まらない場合、湧水の導水や排水工事をどのように行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する一廃処分場の建設当時の状況として底盤には湧水がなかったことや、生活環境影響調査における地下水位の観測状況から、現地で発生する湧水は少ないものと考えています。【申請書17】 処分場建設時に想定以上の湧水が確認されれば、必要に応じて、面状排水材等により湧水対策を実施します。 	37

			<ul style="list-style-type: none"> ・処分場完成後の地下水（湧水）は、地下水集排水管を通じて排水します。 	
③②	構造（自然発生ガス対策）	<p>○自然発生ガス対策として、地質調査の結果、発生がないと想定しているが、仮にガス発生があった場合には指針に従い適切に処理するとは、どのようにすることなのか。また隣接する一般廃棄物最終処分場の発生ガスがこちらに流れてくることは想定しているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーリング等の地質調査の結果、現在の地山からの自然発生ガスの発生（温泉地域でみられるような地質ガス）はないものと想定していますが、万が一、工事中にガスの発生が見られた場合は、ガス抜き管の敷設等により対応します。 	38
③③	地下水、構造（地盤）	<p>■ページ05-②-1：地盤対策</p> <p>○「火山灰層や粘性土層のような細粒分含有率が高い層が計画地内に広く分布するため、地盤圧密沈下が懸念される」、「N値4以下の軟弱地盤、N値4を超えるがN値10未満で荷重の作用で地盤がつぶれるようなイメージで沈下が発生する可能性がある」と書かれているが、これは沈下だけでなく、地下水にどのような影響を与えると考えなのか。水を通しやすきということではなかろうか。県地下水調査会の際には、福井水源地の地下水は第3帯水層で、その上に難透水層があり、また計画地から福井水源地には地下水の流れが向かっていないので、福井水源地には影響を与えないという結論になっていたが、今回のボーリング調査では、火山灰層や粘性土層など細粒分含有率が高いとあり、水を通しやすき、地下水に影響するのではないか。その点も確認をすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・細粒分含有率が高い火山灰層や粘性土層は、水を通しにくいため、地下水への影響はないと考えています。 ・地盤対策工法は、地下水の透水性や水質を考慮のうえ、これらに影響のない工法を採用しています。 	39
③④	地下水、構造（地盤）	<p>■ページ08 周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</p> <p>○産廃計画地、特に中心部分・1期と2期の境界部分で「N値10未満が主体」が多く、計画地の中にN値が低い上に地下水位も高いところ（R4-B-2/R1-B-6）が含まれ、軟弱地盤が地下水に影響を与えることが否定できず、産廃の適地としてはならないのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・N値が低い地盤については、処分場の建設に先立ち载荷（プレロード）や砕石置換などの工法により対策を講じます。 ・地盤対策工法は、地下水の透水性や水質を考慮のうえ、これらに影響のない工法を採用しているので、N値が低い地盤の存在そのものが地下水へ影響を与えることはありません。 	40
③⑤	事業収支	<p>■ページ16</p> <p>○「土地の使用にかかる承諾書」を個人、環境プラント工業株式会社、淀江町土地改良区、株式会社大山どり、米子市と交わしているが、使用条件は、「詳細は、別途、環境管理事業センターと協議して定める」とされており、条件次第で、環境対策や経費が変わるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の使用にかかる承諾書の使用条件については、別途協議して定めるとしてあります。使用に係る経費等の具体的な契約条件は今後の協議で決定します。 	41
③⑥	水質	<p>○「一般廃棄物処分場の施設の利用及び移設に関する覚書」で、一般廃棄物最終処分場が利用している「産廃処分場に隣接する堰堤」「防災調整池」「水路」「地下水集排水施設」を産廃処分場としても利用を認めているが、一般廃棄物と産業廃棄物やその汚水が混ざり合うのではないか。産廃としての汚水の評価ができなくなるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一廃処分場と当処分場はそれぞれの埋立地が独立した構造となっており、埋立てた廃棄物が互いに混ざり合うことはありません。 ・防災調整池は共用としますが、水処理施設は別々で独立しており、浄化後の放流水についても、それぞれの水処理施設で採水・調査することで別々に水質評価が可能です。 	42

			<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング結果は、安全監視委員会やホームページ等により公開します。 ・処分場の構造については、申請書 10-11 ページと 10-109 ページに処分場の形状（横断図）、05(06)-7 ページに処理水の放流経路を示していますので、ご覧ください。【申請書 05(06)、10】 	
③7	事業収支、その他（開発協定）	また、一般廃棄物最終処分場は目的外使用してはならないという開発協定があり、産廃への「利用や移設」は開発協定違反になるのではないか。開発協定の変更が必要ではないか。「利用」や「移設」に伴う環境管理事業センターの費用負担は、どのように計画費用に試算されているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・開発協定の取扱いについては、当事者ある米子市と環境プラント工業が判断されるべきものと考えています。 ・当処分場の建設にあたり、一廃処分場とのえん堤の共用や覆土置場の利用等について、必要があれば、今後開発協定の当事者（米子市、環境プラント工業）とセンターで協議を行うことになるものと考えています。 ・産廃処分場の建設に係る既設事務所の移設等の費用については、申請書 30-1 ページ記載のとおりです。【申請書 30】 	43
③8	水質	<p>■ページ生活環境影響調査書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○処理水の PFAS の影響評価をおこなうべき。 ○産廃の排水を農業用水に使っている塩川に流してはならない。 ○水質は、検出されないこととされている、「アルキル水銀」「PCB」が、平成 24 年の測定結果では、農業用水路、塩川で検出されているが、評価と対策を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PFAS については、国においては水道水や食品に関する実態の調査等が行われている段階であり、現時点ではその対処方針等が明らかになっていませんが、センターでは、有害性が確認されている PFAS を含む廃棄物について、自主的な管理方法により受け入れない方針であり、その方法を検討中です。今後、当処分場に係る法令基準や水質検査方法等が定められれば、それらに基づき、PFAS に係る対策を実施します。 ・国が定めている河川の環境基準や処理水の放流基準は、その水を飲用及び利用した場合であっても、人の健康や生活環境へ影響がないことを前提として設定されたものです。農業等への利水に支障がないよう、浸出水は水処理をして放流します。 ・モニタリング結果は、安全監視委員会やホームページ等により公開します。 ・「定量限界」とは、「その測定方法で正確に濃度が測定できる限界」ですが、環境基準における「検出されないこと」とは「その結果が測定方法の定量限界を下回ること」です。調査書 5-5-14 ページの水質結果における「<0.0005」は定量限界を下回っていることを表しており、「検出されない」と同じ意味です。（その旨、当該表の欄外備考で説明しています）【申請書 17】 	44
③9	地下水	<ul style="list-style-type: none"> ○10 の水源地、7 の湧水がある。このような豊かな水源地の上流に産廃処分場を設置しては、飲み水に影響を与えることは否定できず、設置してはならない。 ○地下水は、10 の水源地、7 湧水が存在している。そして、「掘削底面より推定地下水位線の位置が高い箇所が存在し、当該箇所を掘削する場合は、周辺 111 m の範囲内の地下水及び流動に変化を生じさせる可能性がある」とされ、取水井戸の帯水層が本事業で影響を受ける帯水層と違ったとしても、地下水や流 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地から涵養された地下水は、第 1、第 2、第 3 帯水層とも、福井水源地に向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書 17】 ・センターとしては、地下水等調査会の調査成果は最新の知見や現地測定データに基づく、科学的に信頼のおける結果であるとと考えています。 ・処分場の地下水汚染対策として、2 重の遮水シートにベントナイト混合土を加えた 3 重の遮水構造、電氣的漏えい検知システ 	45

		動に変化を与えることがあってはならない。	ム、地下水定期検査による多重の安全対策(マルチバリア)を講じており、適正に維持管理することで安全を確保します。 ・影響圏半径は111mと考えられますが、利水している帯水層の関係等から、周辺の利水状況に著しい影響は生じないと評価しています。【申請書17】	
④0	大気質、構造(地盤)	○飛散性アスベストの受け入れを行うが、対策もとり、風の影響も少ないとされている。しかし、軟弱地盤であるがゆえに発生する懸念がある地盤沈下や、豪雨、地震による液状化でどうなるのか、どのような対策が必要なのかを明記することが必要。	・埋め立てを行うのは、スレートやサイディングボードなど、非飛散性の石綿含有廃棄物であり、飛散性の石綿は「特別管理産業廃棄物」であり、当処分場では受け入れしません。 ・非飛散性の石綿含有廃棄物は、法令基準に則って、適切に埋立管理をしていきます。 ・地盤沈下対策として、処分場の建設に先立ち载荷(プレロード)や砕石置換などの工法により対策を講じることにより、十分な地盤強度を確保します。【申請書05(01)②】 ・一般的に液状化しやすい箇所は、「砂地盤であること」、「砂地盤が緩いこと」、「砂地盤が地下水に満たされていること」とされています。計画地の地盤について、地質調査結果から、液状化しやすい地盤は確認されておらず、液状化は起こらないと考えています。また、廃棄物について、埋立地内では粒度が不均一で様々な廃棄物が締固めされており、浸出水も集排水管で速やかに排除されていることから、液状化は起こらないと考えています。	46
④1	騒音、振動	○交通量・騒音・振動は、現状や処分場稼働後だけでなく、産廃処分場建設中、隣接する一般廃棄物処分場と稼働が同時進行する場合も環境影響評価すべき。	・騒音・振動の評価は、国が定める生活環境影響調査の指針に基づいて行っています。 ・現況の予測評価は、一廃処分場と同時に稼働している状況下におけるものです。 ・施設建設中の評価は生活環境影響評価の指針上は求められていませんが、建設の際には周辺環境へ配慮した工事を行う考えです。	47
④2	その他(文化財)	○百塚88号墳や妻木晩田遺跡等の国指定文化財が6、県指定文化財が13あり、そのようなところに産廃処分場を設置してはならない。風評被害がでる。	・百塚88号墳は、文化財保護法に基づく米子市文化財課の指導により、適切に対処しております。(記録保存) ・風評被害が生じないように、適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていきます。	48
④3	維持管理	■産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 ○P18-2埋立作業⑤の「埋立区域の面積、容量及び構造等を変更する場合は、事前に県と協議する」とあるが、協議しさえすれば、変更可能とするのは、それによる環境負荷は予測しづらいため、この条項は削除すべき。	・必要な法令手続き(県の設置手続き条例、法の変更許可申請)を行うことを前提として、事前協議を行うものです。【申請書18】	49

意見書 04

No	項目	意見	申請者の見解	通し 番号
①	事業収支	<p>◎処分料収入の間違ひについて 設置許可申請書の埋立処分の計画(03-1)より事業費を検討してみた。</p> <p>ここの埋立計画諸元によれば、埋立廃棄物量(m³)は、166,471m³となっている。</p> <p>さらに埋立廃棄物について(03-2)搬入される廃棄物の見込み量が示されている。それによれば、もえがら(52.2%・86,897m³)、ばいじん(14.0%・23,306m³)、汚泥・有機性、無機性平均(2.6%・4,328m³)、鉍さい(7.5%・12,485m³)、紙くず・木くず・繊維くず(5.8%・9,655m³)、ガラスくず(5.3%・8,823m³)、がれき類(10%・16,647m³)となっている。</p> <p>産業廃棄物の体積から重量への換算係数(環境省参考値)によれば、1m³当たりのトン数は、もえがら(1.14)、ばいじん(1.26)、汚泥・有機性(1.10)、汚泥・無機性(1.10)、鉍さい(1.93)、紙くず・木くず・繊維くず平均(0.3)、ガラスくず(1.0)がれき類(1.48)となっている。</p> <p>換算係数で体積を重量に換算すると、もえがら(1.14・99,062t)、ばいじん(1.26・29,365t)、汚泥・有機性(1.10・4,761t)、鉍さい(1.93・24,09t)、紙くず・木くず・繊維くず(0.3・2,896t)、ガラスくず(1.0・8,823t)、がれき類(1.48・24,638t)となり、総重量は193,641tとなる。</p> <p>産廃処分料は1トン当たり平均23,500円とのことなので、総重量の193,641tを掛ければ、約46億円にしかならない。平均単価に処分場税(1,000円)、消費税(10%)を加えても約52億円にしかならないが、これは収入にはならず国、県に納入すべきものです。</p> <p>また、いずれもクリーンパークの処分料金は、消費税、処分場税を含めても1トン当たり平均19,800円で、事業センターの料金とはあまりにもかけ離れており、埋立量が見込み通り入るのか心配です。</p> <p>財源計画(30-2)によれば、処分料収入は約61億円となっているが、私の計算とは大きく違っており、説明を求めます。財源計画がいい加減なら、県民の税金に影響を及ぼすことになり心配しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご提示のあった換算係数は、埋立による廃棄物の転圧等の要素を含んでいない計算となっています。これらを考慮した場合、申請書03-75ページ記載のとおり、埋立廃棄物は重量で年間約6,000トン、容量は年間約4,500m³が見込まれます。【申請書03】 処分料収入について、周辺処分場の単価設定なども調査しながら当初の受入れ単価を23,500円/tを設定しています。この単価は、物価の変動等を踏まえて5年ごとに改定する想定で、仮の試算として今の日銀の物価上昇率の目標(2%)を参考に単価上昇を想定しています。 	50

②	処理能力、事業収支	<p>◎設置許可申請書の埋立容最訂正について</p> <p>許可申請書の産業廃棄物処理施設の処理能力では、埋立面積は22,100m²、埋立容量は25・2万 m³となっています。しかし、埋立処分の計画(03)4.期別埋め立て計画による段階的埋立方法についてによれば「埋立可能容量は、事業予定地の範囲内で十分に安全に確保できる容量をあらかじめ確認した上で、計画年間廃棄物埋立量(約6,000トン/年)をおおむね37年間にわたって適正に埋立処分することが可能な容量としている。」となっており、計算すれば37年間の総量は22.2万立米の計画である。許可申請書の廃棄物埋立量は166,471m³となっており、あまりにも廃棄物量の差が大きすぎる点は問題であり、説明を求めます。</p> <p>埋立処分計画(03-1)の埋立計画諸元では、埋立容量は第1期(73,961m³、第2期(177,431m³の合計約25.2万 m³です。その内訳は、埋立廃棄物量、中間覆土量、のり面用土えん堤土量、区画堤土量、最終覆土量となっています。一般的に埋立容量とは、器に入る量を示すと思います。この計画では1期、2期と別れており、1期の器、II期の器に入る量が埋立容量となると思います。</p> <p>ところが、埋立容量の内訳にはのり面用土えん堤土量、区画堤土量が入っており、これは器を作るための施設にあたり、埋立容量に含めることはできませんがそれを含めて25.2万 m³としています。</p> <p>これも埋立容量の数字を大きく見せるための意図的な作為です。</p> <p>これまで事業センターは、埋立容量が25万 m³を超えると周辺整備交付金が2億円になると関係住民に説明してきた経緯があり、25万 m³を下回りたくなくてこのような作為を行ったと思います。埋立容量は、25.2万 m³からのり面用土えん堤土量(37,299.7m³)、区画堤土量(16,012.1m³)を除き、198,688m³に訂正すべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 埋立容量25.2万 m³は、国通知に基づき、埋立廃棄物のほか、覆土、えん堤等も含んだ容量で計算しています。 年間の埋立廃棄物容量は約4,500m³であり、37年間では約16.6万 m³です。 	51
③	水質、維持管理	<p>◎水質検査項目について</p> <p>放流水、地下水の検査項目に、最近問題となっている、発がん性が指摘されるPFAS(有機フッ素化合物)を加える必要がある。事業計画書には検査項目となっていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> PFASについては、国においては水道水や食品に関する実態の調査等が行われている段階であり、現時点ではその対処方針等が明らかになっていませんが、センターでは、有害性が確認されているPFASを含む廃棄物について、自主的な管理方法により受け入れない方針であり、その方法を検討中です。今後、当処分場に係る法令基準や水質検査方法等が定められれば、それらに基づき、PFASに係る対策を実施します。 	52
④	地下水、構造(遮水工)	<p>また、「5)地下水集排水施設(2-14)で、埋立地底部の地下水を集めて排水し、遮水工に水圧がかからないように保護するため、遮水シート下部に地下水集排水施設を設置する。」となつて</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地下水集排水施設は、埋立地底部に敷設している遮水工への地下水等の湧水の影響を回避するために設置するものであり、主に第1帯水層が集水の対象となります。 	53

		いるが、地下水は第1から第3帯水層までであるがこの地下水をすべて集めて排水するという事なのか説明がないので説明願います。	
⑤	大気質、騒音、振動、その他(搬入経路)	◎8) 廃棄物の搬入計画(2-17) 「c.主要搬出入経路 当最終処分場を利用する廃棄物運搬車両は、主に山陰道、国道431号から主要地方道淀江岸本線、主要地方道米子大山線を通り事業計画地南側から県道尾高淀江線を通して進入する経路を使用するよう要請する。(図2-7-8参照)」となっているが、鳥取方面からくる搬入車は淀江インターから降りて、広域農道を通ってくるのが想定されます。そうすれば西尾原自治会内を通ることになり、交通安全面や、環境問題から認められません。違反があった場合はどのような対処をされますか。37年間にわたる問題ですので確約をお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> 搬入車両の通行ルートは、事業計画地南側(米子方面)から県道尾高淀江線を通して進入する経路を指定し、西尾原自治会内を通行しないよう搬入者へ周知徹底します。 違反があれば厳重注意を行い、必要に応じて一定期間の搬入停止などのペナルティを課すことも考えています。
⑥	構造(遮水工)	◎電氣的漏洩検知システムの寿命について 以前コンサルタントの方が「電氣的漏洩検知システムの寿命はせいぜい10年ぐらいなもの。シートの破損事故はごみの搬入が始まったところに起きる。」と言って、事業年数は47年間だとの質問に対して「メンテナンスを行えば長持ちする」と事業センターが回答されているが、廃棄物の下に敷かれている検知システムをどうやってメンテナンスするか説明していただきたい。電氣的漏洩検知システムを設置することであり、いつどんな大地震が起きるかもしれないので、そのためにもせめて事業年数の間は正常に作動する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 埋立初期の重機等の誤作動によるシートの破損事例があるとされていることから、特に埋立初期の不具合を重点的に監視する目的で導入しますが、より長期間稼働できるよう、機器のメンテナンスを行います。 地上部にある制御盤やパソコンなどは必要に応じて更新します。埋設部は電極とケーブルのみの単純な構造であり、メーカーの見解では長期にわたっての使用が可能であるとのこと。
⑦	水質、立地	◎水源地の上流に産廃処分場は造ってはならない 全国都市清掃会議による候補地の選定について「雨水流出の多い地域や用水の水源、取水位置が直下流にある地域は避けるべきであり・・・」と述べられているが、淀江産廃処分場計画では、直下流に淀江地区の水道水源である福井水源地や、湧水「三輪山の清水」があり、また、水田もあり水稲を栽培している場所です。地下水等調査会の報告でも秀峰大山からの豊富な地下水が確認されており、地下水等調査会のコンサルタントの方が「豊富な地下水に恵まれた町民の方がうらやましい」と述べたほどの場所です。なぜこのような場所が産廃処分場の候補地になるのでしょうか。後世のことを考えれば建設を始める前に計画の中止を決断することが賢明だと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> 計画地については、「災害から重大な影響を受けない」、「必要な面積・容量が確保可能」などの条件から適地と判断したものです。 計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも、福井水源地に向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書17】 処分場の地下水汚染対策として、2重の遮水シートにベントナイト混合土を加えた3重の遮水構造、電氣的漏えい検知システム、地下水定期検査による多重の安全対策(マルチバリア)を講じており、適正に維持管理することで安全を確保します。

No	項目	意見	申請者の見解	通し番号
①	地下水、構造（遮水工）	遮水シートの耐久性について ・50年以上の耐久性があるとされていて、年平均気温や日射量など米子の48年分の気象庁公開データを用いて計算されている。しかし、これからの気象状況はますます厳しくなり、どのような状況になるかわからない。耐久性など想定できない。また処理水が安定するまで何年かかるかもわからない。永久に破れない遮水シートがない限り汚染水が「福井水源地」に流れないか不安である。	・遮水シートは申請書 05(02)章に記載のとおり、日本遮水工協会の認定基準に適合した製品を使用することで十分な強度と耐久性を確保できると考えています。【申請書 05(02)】 ・日本遮水工協会と国際ジオシンセティックス学会日本支部との共同研究によって得られた理論式では、50年以上の耐久性があるとされています。【申請書 05(02)】 ・計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも、福井水源地に向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書 17】	57
②	地下水、構造（遮水工、地盤）	・軟弱地盤が補強されても地盤沈下は続き、遮水シートがずれたり破れたりして「福井水源地」に汚染水が流れないか不安である。	・地盤対策（プレロード）の荷重による沈下が収束したことを確認した上で、処分場造成・シート敷設を行います。 ・計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも、福井水源地に向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書 17】	58
③	地下水、構造（遮水工）	・地震により遮水シートは破れないか不安である。	・貯留構造物やのり面用土えん堤は、「過去・将来にわたって想定されうる最大級の地震（レベル2地震動）」に耐えられる構造としています。 ・地震時には、遮水シートは敷設した地盤に追従して動くので、遮水シートへの影響は大きくありません。また、遮水シートの伸縮性によって、地震の動きを吸収することも可能です。	59
④	地下水、構造（遮水工）	電氣的漏えい検知システムについて ・遮水シートの破損個所が分かった場合の対応について、以前事業センターの説明を受けたとき「埋立物を取り除いて修理をする」ということであったが、そのようなことは誰が考えても不可能である。そして、修理が終わるまで汚染水は地下水に流れ込み地下水を汚染し続けることになる。「福井水源地」が汚染されると不安である。	・遮水シートの破損が認められた場合は、埋立物を取り除いてのシート補修を原則とします。 ・掘り下げた補修が困難な場合は、薬剤を投入して穴をふさぐ工法や円形の土留めを用いて掘削する工法（マンホールを掘るイメージ）もあります。現場の状況を踏まえて、有識者の意見も参考にして、最適な工法で対処します。 ・計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも、福井水源地に向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書 17】 ・処分場の地下水汚染対策として、2重の遮水シートにベントナイト混合土を加えた3重の遮水構造としており、万が一、上層シートが破損した場合でも、ベントナイト混合土や下層シートにより浸出水が地下へ浸透することを防止します。	60
⑤	地下水、構造（遮水工）	・漏えいシステムの作動や誤作動が続き、施設を閉鎖することになった施設（山梨県環境整備センター）もあり、電氣的漏えい	・電氣的漏えい検知システムのみならず、国の基準に基づく2重遮水シートに加えて吸水性が高く、不透水層へ変化する性質を	61

	工)	検知システムがあるからと言って安心できない。	有するベントナイト混合土を施工したり、地下水モニタリングを実施するなど、多重の安全対策（マルチバリア）を講じています。	
⑥	水質、地下水、構造（浸出水処理）	線状降水帯の影響について ・浸出水調整槽の容量を米子気象観測所の過去の降水量を用いて設定されているが、近年の雨の降り方は異常である。特に線状降水帯はいつでもどこでも起こりうる。想定外の降水量となった場合調整槽から溢れ出し「福井水源地」に流れていかないか心配である。	・短時間降雨に対しては、雨水や地下水の集排水施設について県指針では「降水確率は原則 30 年」のところ、埋立期間やその後の維持管理期間を考慮のうえ 50 年確率降雨により設計しており、十分に基準を満たしています。【申請書 05(07)、05(27)】 ・浸出水調整槽の容量は、県指針で 1 年間通しての雨量データを用いて設計することが定められており、これに基づいて、過去 45 年のうちで年間・月間の最大降水量を記録した年 1 年分の降水量データをもとに算出したものです。なお、計算過程では当該最大年が 2 年連続生じたときを想定して算出しており、年間通じて降水量が多い年であっても対応が可能であると考えています。 ・計画地から涵養された地下水は、第 1、第 2、第 3 帯水層とも、福井水源地に向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書 17】	62
⑦	構造（構造物）	・近年の水害の被害状況を見ていて、埋立地の法面が崩れ落ちたりしないか心配である。	・当処分場の外周部法面については、円弧すべり面法によるのり面の安定検討を行い、安定性を確認するとともに、雨水集排水施設を設置し不要な雨水が流入しない計画としています。また、埋立地内の盛土については、貯留構造物、埋立廃棄物、のり面用土えん堤及び基礎地盤の全体を含めた安定計算を行い、安全性を確認しています。【申請書 05(01)】	63
⑧	地下水	地下水流動について ・周辺地下水への流動の影響は軽微であり、既存利水施設への影響は少ないとし、また、「地下水等調査会」の資料も用いて計画地で涵養された地下水はいずれも「福井水源地」及び「三輪山の泉」に向かっていないとしている。しかし、米子市の水道水源を確保するために 40 年近く産廃計画地付近をふくめ、日野川流域を踏査・指導されてきた故吉谷昭彦鳥大名誉教授（米子市特別功労者）は「汚染水は福井水源に流れることは否定できない。貯水盆と周辺にも流入する危険がある」と指摘されている。長年にわたり計画地周辺の地質や地下水を調べてこられた専門家の意見は貴重である。また、米子市水道局の各水源地の電気伝導率検査結果から淀江の水源地<福井、西尾原、高井谷>の伝導率は 260~270 前後と同じであることから地下水は繋がっていると考えられる。実際に地下水の流れを誰も見ることはできない。わずかでも「福井水源地」に流れる危険性があると指摘されたら安心して生活することができない。	・計画地から涵養された地下水は、第 1、第 2、第 3 帯水層とも、福井水源地に向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書 17】 ・センターとしては、県の地下水等調査会の調査成果は最新の知見や現地測定データに基づく、科学的に信頼のおける結果であると考えています。	64

⑨	地下水	<ul style="list-style-type: none"> 今後ますます地震など想定外の自然災害は多くなってくる。今の調査で福井水源地などの地下水に影響は少ないとされていても今後の自然災害により変動すると考える。将来に渡って安心できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震や大雨など、自然災害の発生にも対処可能となる施設設計、維持管理計画としています。 適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていきます。 	65
⑩	地下水	<ul style="list-style-type: none"> 軟弱地盤の補強がされるということであるが、「地下水等調査会」がなされたときはまだ軟弱地盤の補強について公表されていなかった。補強によって地下水の流動の調査結果に影響があったのではないだろうか。少しでも「福井水源地」に向かわないか不安である。 	<ul style="list-style-type: none"> 地盤対策工事の工法、施工範囲や深さなどから、地盤対策工事の実施そのものが、広域的な地下水の流動に影響を与えることはありません。 計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも、福井水源地に向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書 17】 	66

意見書 19

No	項目	意見	申請者の見解	通し番号
①	構造(雨水集排水)	<p>線状降水帯の影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の降水量を用いるのは危険です。 <p>日本だけでなく、世界で豪雨が発生しており『近年の気象状況はティッピングポイントを超えた』と、叫ばれています。産業革命期の平均気温より臨海気温は1、5度上昇。西南極大陸の氷床崩壊か、海面上昇かなど恐れられています。いつまでも山陰だけは大雨から免れるとは決まっていません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 短時間降雨に対しては、雨水や地下水の集排水施設について県指針では「降水確率年は原則30年」のところ、埋立期間やその後の維持管理期間を考慮のうえ50年確率降雨により設計しており、十分に基準を満たしています。【申請書 05(07)、05(27)】 浸出水調整槽の容量は、県指針で1年間通しての雨量データを用いて設計することが定められており、これに基づいて、過去45年のうちで年間・月間の最大降水量を記録した年1年分の降水量データをもとに算出したものです。なお、計算過程では当該最大年が2年連続生じたときを想定して算出しており、年間通じて降水量が多い年であっても対応が可能であると考えています。 万が一、将来的に、年間・年間を通じた降水量の増加が顕著となった場合には、埋立地内へのキャッピングシート設置などにより浸出水調整槽への流入量を削減する等の対策が可能です。 	67
②	水質、地下水	<p>淀江町の水利用は多彩で、利用者は町民ではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 淀江町の水(みず)利用は多彩です。まず、町の飲料水源です。井戸を持つ家も多く、井戸水を飲み水に使っていると聞いたことがあります。 <p>天の真名井、本宮の泉の豊富な湧水は、年間を通じて14度。流れ下る豊富な水を庭に引き込む家、水車でそば粉を挽くお店もあります。</p> <p>多くの人々が名水を汲みに訪れます。</p> <p>温泉施設・源泉かけ流し「淀江ゆめ温泉」もあります。</p> <p>淀江の水を汚染させることは止めてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 処分場の地下水汚染対策として、2重の遮水シートにベントナイト混合土を加えた3重の遮水構造、電気的漏えい検知システム、地下水定期検査による多重の安全対策(マルチバリア)を講じており、適正に維持管理することで安全を確保します。 また、周縁地下水の定期検査により、地下水が汚染されていないことを確認します。 計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも、福井水源地に向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書 17】 	68

③	水質、地下水	<p>産業廃棄物処分場ができ、汚染水が町をめぐることを想像すると恐ろしいものがあります。「天の真名井・本宮の泉・三輪山の清水」など今でも「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」の値が上昇しており、中でも「三輪山の清水」は高くなっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定めている河川の水質環境基準や処理水の放流基準は、その水を飲用及び利用した場合であっても、人の健康や生活環境へ影響がないことを前提として設定されたものですが、浸出水は高度な水処理を実施して放流基準を満たしたうえで放流します。 【申請書 18】 ・処分場の地下水汚染対策として、2重の遮水シートにベントナイト混合土を加えた3重の遮水構造、電氣的漏えい検知システム、地下水定期検査による多重の安全対策(マルチバリア)を講じており、適正に維持管理することで安全を確保します。 ・適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていきます。 	69
---	--------	--	--	----

意見書 31

No	項目	意見	申請者の見解	通し番号
①	地下水、立地	<p>NHK の報道で西尾原水源地の PFAS 汚染について知りました。PFAS について関東や沖縄での地下水汚染が深刻と聞いておりましたが、西尾原でも検出されていた(令和3年度)と知り衝撃を受けました。まずは、西尾原水源地の PFAS 汚染について、原因究明と安全対策を求めます。</p> <p>ひとたび地下水が汚染されれば、取り返しがつきません。この報道を受けて、水源地での最終処分場建設はあってはならないと強く思いました。もちろん、建設にあたって安全対策は十分に検討実施されているとは思いますが、想定外の自然災害は起こります。今一度、建設地を比較検討されることを求めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センターは西尾原水源地の PFAS 検出について、意見を述べる立場にありません。 ・PFAS については、国においては水道水や食品に関する実態の調査等が行われている段階であり、現時点ではその対処方針等が明らかになっていませんが、センターでは、有害性が確認されている PFAS を含む廃棄物について、自主的な管理方法により受け入れない方針であり、その方法を検討中です。今後、当処分場に係る法令基準や水質検査方法等が定められれば、それらに基づき、PFAS に係る対策を実施します。 ・処分場の地下水汚染対策として、2重の遮水シートにベントナイト混合土を加えた3重の遮水構造、電氣的漏えい検知システム、地下水定期検査による多重の安全対策(マルチバリア)を講じており、適正に維持管理することで安全を確保します。 ・計画地については、「災害から重大な影響を受けない」、「必要な面積・容積の確保が可能」などの条件から適地と判断したものです。 ・適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていきます。 	70

意見書 39

No	項目	意見	申請者の見解	通し番号
①	構造（遮水工）	<p>・遮水シートの耐久性について この計画が他に例のない 37 年間埋め立てを行うという点、人家農地にも極めて近く水道水源も存在する計画地である点、以上 2 点から遮水シートの耐久性に近隣住民として不安を抱いております。</p> <p>今回の計画の使用条件下と同じ圧力をかけ、いくつかの最終処分場の底に溜まっている汚水を使って、複合的な条件による科学的な実証実験を公的な機関で行っていただけませんか。文献からのみの推察だけではなく、実験によって安全を証明していただけると現在よりも安心ができます。</p> <p>37 年稼働し 10 年維持管理され、約 50 年後には私自身も、この事業に携わってこられた皆様もきっとこの世には無く、何か問題があれば子どもたちが負うことになってしまいます。未来に向けた安心を残していただきたくお願いもうしあげます。</p>	<p>・遮水シートは申請書 05(02)章に記載のとおり、日本遮水工協会の認定基準に適合した製品を使用することで十分な強度と耐久性を確保できると考えています。(本章で説明した各種情報により、コメントにある複合的な条件による実証試験までは不要と考えています。)【申請書 05(02)】</p> <p>・日本遮水工協会と国際ジオシンセティックス学会日本支部との共同研究によって得られた理論式では、50 年以上の耐久性があるとされています。【申請書 05(02)】</p> <p>・計画地から涵養された地下水は、第 1、第 2、第 3 帯水層とも、福井水源地に向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書 17】</p>	71
②	構造（地盤、雨水集排水）	<p>・将来の気候変動について 近年目まぐるしい気候変動が起こっており、この計画が上述のとおり他に例のない長期であることから施設の安全性に不安があります。</p> <p>先日事業センターさんへ地盤対策の件で質問した際、「地盤対策に係る検討において気候変動に係る要素は考慮していません」とのご回答をいただきました。排水に関しても、降水量は過去のデータから検討されて考慮されているとの事でしたが、近年の記録更新状態を鑑みると、果たして過去のデータのみで本当に安全だと言えるのでしょうか。</p> <p>ぜひ、専門家のかたのご意見をご確認いただけませんか。</p>	<p>・昨今の気候変動（夏季の高温や短期集中型の豪雨回数の増加など）と地盤沈下対策との関連性はないと考えています。</p> <p>・気候変動に伴う豪雨増大による処分場のり面等の土構造の崩壊・土砂崩れや、場内排水対策に関するご意見とするならば、処分場のり面の安定計算等によって、その安全性を確認しておりますし、豪雨時の雨水排水に関しても、対処可能となる設計としており、適切な維持管理によってその機能保全を図れると考えています。</p>	72

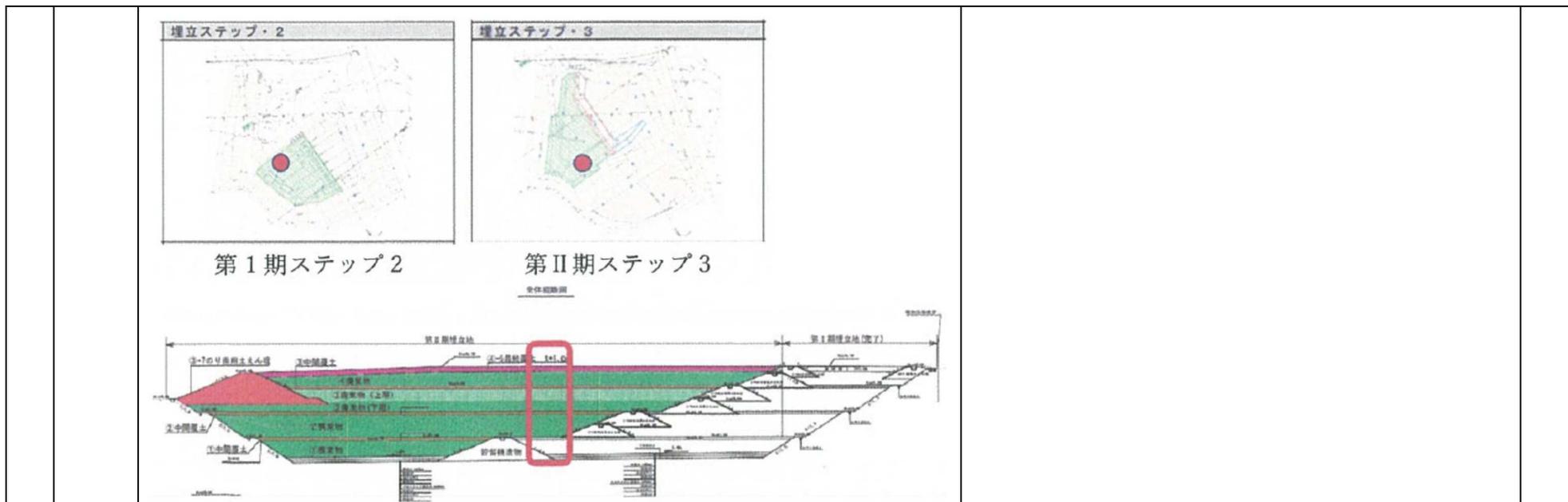
意見書 40

No	項目	意見	申請者の見解	通し番号
①	その他（事業収）	<p>今回の申請書を見ると、借入金返済計画に大きな問題があるように思います。処分場ができて業務をスタートしたとしても、借入金の返済が計画通りに進まず処分場継続が困難となってゴミを埋めたまま放置されるようなことがあれば、生</p>	<p>・返済期限の時点で不足する財源については、新たな借入によって当該借入金を全額返済することを考えているため、「一括返済」としているものです。</p>	73

	支)	<p>活環境に重大な問題が生じることとなります。申請書には、借入金の返済について以下のように記述されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県への借入金返済に対する考え方は、次のとおり想定している。 ・処分料収入を財源とする。 ・県からの借入は無利子とする。 ・原則、借入後10年後の返済年度に一括返済する。(ただし1については、別途指定年の条件あり) ・返済年度に不足する額については「借換融資」で賄う。 <p>処分料収入(処分料等収入ではない)を財源として返済するとして31-2ページに借入金返済シミュレートの表が載っており、総返済額が6,511,545(千円)となっています。</p> <p>県からの借り入れを10年後に一括返済と謳っているが、実際は返済後に借り入れを行うことを何度も繰り返すからで、一括返済ではなく一旦返済です。また、一旦返済する額も借入額より少ない。</p> <p>言い訳のように、「返済年度に不足する額については「借換融資」で賄う。」との1文が入ってはいますが、計画段階から借り換えを行う予定でいるのに一括返済というのは明らかな詐欺行為です。</p> <p>ずいぶん無理をしているように感じます。こうまでして一括返済と主張するのは、なにか理由があるのではないのでしょうか?理由を明らかにすべきです。</p> <p>今後リサイクルがさらに進めばゴミの処分量も減ることが予想されるし、申請書の処分料収入の見込みにも奇妙なところがあり、処分場が途中で頓挫する可能性が高く、生活環境に大きな問題が生じるのではと懸念します。</p> <p>食入金返済計画への疑問について、明確な回答を求めます。</p>		
②	埋立期間、構造(雨水集排水)	<p>近年、気候変動により各地で線状降水帯の発生、ゲリラ豪雨が多発している。そのため、処分場においても雨対策はしっかり検討しておかなければならないと考えます。</p> <p>今回の申請書の中で設定されている降雨確率年は、果たして妥当といえるか疑問です。</p> <p>環境省の「廃棄物処分場性能指針」においては、「降水確率年を30年を原則とするが、埋め立て期間等を考慮して設定すること」となっています。それに対して、本申請書では「降雨確率は埋め立て期間等を考慮して50年とした」と述べられています。</p> <p>指針では、埋め立て期間は15年程度を目安としているから、それに対して2倍の長さの30年を降水確率年としているのではないのでしょうか?そうであるなら、本処分場では降雨確率年は70~75年程度にしなければならないのではないのでしょうか?</p> <p>50年とした根拠を示すべきであると思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の「降水確率年は30年を原則とする」については、県指針の雨水集排水施設に関する規定かと思料しますが、環境省の性能指針における「埋立期間15年間程度の目安」と必ずしも対応するものではないと考えています。 ・雨水集排水施設については、県指針では「降水確率年は原則30年」のところ、埋立期間やその後の維持管理期間を考慮のうえ、50年確率降雨を設定しており、十分に基準を満たしています。【申請書05(27)】 	74
③	事業収支	<p>今回の申請書を見ると、財政上に大きな問題があるように思います。処分場ができて業務をスタートしたとしても、財政上の問題で処分場の継続が困難となってゴミを埋めたまま放置されるようなことがあれば、生活環境に重大な問題が生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・処分料収入について、周辺処分場の単価設定なども調査しながら当初の受入れ単価を23,500円/tを設定しています。この単価は、物価の変動等を踏まえ 	75

	<p>じることとなります。</p> <p>維持管理等(埋立開始～施設廃止まで)に要する費用-財源計画(30-1-3-(2))において、処分料収入等として6,133,121(千円)を見込んでいます。また、その他費用(法人運営等に関する費用)-財源計画(30-II-(2))にも処分料収入等として1,230,181(千円)が挙げられています。上記2件の“処分料収入等”の合計は7,363,302(千円)となりますが、処分料収入はいくらで、処分料以外の収入はいくらなのでしょう？</p> <p>ごみの処分料は23,500(円/t)と聞いていますが、もしそうなら37年間の処分料収入は</p> $23,500 \times 6,000 \times 37 = 5,217,000,000$ <p>で、5,217,000(千円)にしかならず、21億円以上不足します。また仮に、処分料収入が税込みであるとして、10%の消費税と産廃処分場税1000(円/t)を加えると、処分料は26,850(円/t)となります。この場合の37年間の処分料収入は</p> $26,850 \times 6,000 \times 37 = 5,949,600,000$ <p>で、5,949,600(千円)にしかならず、やはり14億円以上の不足となります。どちらにしても、処分料収入だけでは予定金額に対して全く足りず、処分料収入以外に多額の収入が必要となります。</p> <p>一体これだけの金額をどこからどのように得られるというのでしょうか？極めてずさんな計画であると言わざるを得ず、処分場が稼働し始めても、途中で頓挫するのは火を見るより明らかです。まさか、最初から税金で補填することを想定しているのでしょうか？産廃の処理は、排出企業が自己責任で行うものであり、その費用の不足分を県民の税金で賄うことは許されるべきではありません。そんな話は言語道断です。処分料収入等の内訳、その根拠を明らかにし、財政上問題のないことを明確に示すべきです。</p>	<p>て5年ごとに改定する想定で、仮の試算として今の日銀の物価上昇率の目標(2%)を参考に単価上昇を想定しています。【申請書30】</p>	
④	<p>水質</p> <p>生活環境影響評価書中のデータに不審な点があり、生活環境影響評価が正しく行われているのか信用できません。</p> <p>直近6年間(平成29年～令和4年)に調べたという、表3-3-13<塩川の水質測定結果>のデータが不自然です。表中の6箇所の大腸菌群数が、0.0×10 となっています。6か所とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平岡 平成29年2月28日、令和3年7月28日、令和4年7月6日 ・小波上 令和3年7月28日、令和4年7月6日 ・小波浜 令和4年7月6日 <p>の6か所です。6つのデータの内、5つは7月のデータであり、通常、夏になると大腸菌群数の値は他の月より高くなるのに、ここではなぜか0となっています。</p> <p>以前の平成22年～平成27年のデータと比較すると、以前のデータでは値が0になっているデータは1つもない上、7月のデータはいずれも他の月のデータより高い値を示しています。これと比較すれば、上記の6箇所のデータが信用できないことは明らかです。</p> <p>それだけでなく、表3-3-13の中にはこの6か所以外にも首をかしげたくなる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書中の測定結果は、米子市が測定し、提供頂いたデータを整理したものです。 ・「定量限界」とは、「その測定方法で正確に濃度が測定できる限界」ですが、米子市に確認したところ、$0.0 \times 10 \text{MPN}/100\text{mL}$ とは、定量限界を下回っていることを表すとのことでした。 ・大腸菌群数は最確数法という推計学に基づいた手法で試料の細菌数を推定する定量法で測定を行います。測定結果は最確数表に当てはめて判定するため、一定の飛び飛びの値(係数が決まっている)を示すという特徴があります。 ・糞便汚染の指標として用いられる大腸菌については、これまで大腸菌を直接検出することの難易度が高かったことから、大腸菌とそれに類する細菌群を「大腸菌群数」として評価をしてきました。しかしながら、大腸菌群数は自然界に存在する大腸菌以外 	76

		<p>ようなデータが見られます。表中の大腸菌群数の全 72 個のデータの中には、小数点以下の数値として 7~9 は 1 つも出てきません。また、大腸菌群数の値のオーダーは 10¹~10⁵ までと広いにもかかわらず、やたらと、同じ数値が何回も出現します。例えば、</p> <p>9.2×10¹:9 回 9.3×10²:7 回 1.5×10³:5 回 4.3×10²:5 回 4.3×10³:4 回</p> <p>といった、具合です。極めて不自然で、信用できないデータであると判断せざるを得ません。このようなデータを使って行った環境影響評価の結果は信用できません。</p>	<p>の細菌の影響を受けるために変動しやすいことや、測定技術の向上により大腸菌の測定が容易になったことから、関係法令の改正 (R4.4.1 施行) により、河川水の環境基準としての大腸菌群数については、今後は大腸菌数へ見直しされます。</p>	
⑤	埋立期間	<p>環境省の指針を無視した処分場の設置により計画地周辺の生活環境が著しく悪化すると予想されるので、処分場は設置すべきでないと考えます。</p> <p>環境省の「廃棄物処分場性能指針」において、埋め立て処分の期間は 15 年程度を目安とすると定められており、本処分場の 37 年間という長期の埋立ては指針を大きく逸脱します。申請書には、「廃棄物埋立処分可能区域を二分化することにより、埋立期間(37 年間)を二分化し、本件処分場の埋立年数を廃棄物最終処分場性能指針に定められている埋立期間に近づける」と記し、15 年程度に近づけるかのように書かれていますが、実態は全く異なります。37 年間で二分化とは言っても、19 年と 18 年に分けるのではなく、第 1 期 10 年と第 II 期 27 年に分けており、第 II 期は目安の 15 年の 2 倍近い。</p> <p>さらに、2 期に分けるといっても埋立区域を完全に分離するわけではない。第 II 期の途中から第 I 期で埋め立てた上に再度埋め立てを行い、トータルすれば 30 年以上の長期にわたって埋め立てを行うのです。2 期に分けて埋立期間を指針に近づけたように見せかけただけで、実態は全く違います。</p> <p>下図に、第 II 期で第 I 期に埋めた上に再度埋立てられることを赤丸で示します(緑色は埋立実施中、灰色は覆土済(休止中)を示す)。左は第 I 期の埋立全 8 ステップ中のステップ 2 の図で、右は第 II 期の埋立全 12 ステップ中のステップ 3 の図である。第 1 期で埋めた上に第 II 期の埋立を行う様子がわかります。</p> <p>全体縦断図をその下に示します。赤枠で囲った部分が上図の赤丸の場所になります。第 1 期で埋立てた上に第 II 期の埋立が行われることがわかります。このように、実際は同じ場所の上に 30 年以上に亘って埋立てる計画で、指針を完全に無視した計画であることから、処分場は設置すべきではないと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遮水工の設置後、埋立作業が実施されるまでの期間が長期にわたる場合は、期別埋立計画とすることで、埋立地への雨水流入量の増加により配慮した施工が可能となる等のため、埋立地を区画分けして段階的に施工・稼働するとしたものです。 ・埋立期間が指針の目安である 15 年程度を超えたとしても構造上問題なく、施設を適切に維持管理することで計画地周辺の生活環境保全上問題がないものと考えています。 	77



意見書 41

No	項目	意見	申請者等の見解	通し番号
①	その他(手続条例等)	別紙のとおり。 よって申請は許可すべきではない。		78
②	その他(手続条例等)	別紙 1. 鳥取県環境管理事業センター(以下センターという。)は鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(以下手続き条例という。)を遵守していない。 淀江産廃の事業主体であるセンターは、手続き条例を遵守せず、また主管部署である鳥取県生活環境部はこれを是認した。このため多くの関係住民は、事業計画の詳細について、説明を受ける機会や生活環境の保全上の見地からの意見提出の機会が失われた。また下流の灌漑用水路等の現地調査を実施していない。よって廃掃法の定める「周辺環境への適切な配慮」はなされていないこととなり、廃棄物処理施設設置許可要件を満たさない。 参考 鳥取県には、1992年に制定した鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱があったが、2004年頃に鳥取保健所管内で産業廃棄物収集運搬業者の	・センターは、条例に基づく手続きの実施にあたっては、県の確認を受けた上で、条例を遵守した適切な手続き(=周知計画に基づく事業計画の説明、関係住民への意見照会・回答ほか)を実施してきたものと考えています。	79

		<p>業変更許可申請をめぐって、地元に対抗運動が発生した。この問題は、2004年12月に県議会でも取り上げられ、片山善博知事は、個別事案と制度そのものの点検を、約束した。その後、県庁内部の行政監察が実施された結果、事務を担当した鳥取県保健所側における運用上の問題、および指導要綱の内容面での問題が、確認されたのである。この監査結果を受けて指導要綱は発展的に条例化が図られた。(自治研究 法律施行条例としての事前手続き条例―鳥取県廃棄物処理施設条例の試み―上智大学 北村喜宣教授論文及び、手続条例運用マニュアル7ページ参照)</p> <p>センター及び県生活環境部は、行政監察結果を踏まえて成立した手続き条例の精神を骨抜きし運用したと言っても過言でない。</p>		
③	その他(手続条例等)	<p>①説明会の不適切な開催</p> <p>鳥取県の定める「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係わるの適正化および紛争の予防、調整等に関する条例に係わる手続き等の手引き」(平成22年1月)では、事業計画(生活環境影響調査内容を含む)の説明会の開催周知方法に関して「関係住民に対しては、案内文を直切配布するなど、周知が確実に図られる方法としてください。」と定めている。</p> <p>しかし、センターは農業者(水利権者を含む約400名)に対しては、個別に開催案内を送付しなかった。センターは送付しなかった理由として次の説明をしている。農業者については、米子市の農業委員会の農地台帳により、農業者の氏名は、判明したが、住所は示してもらえなかったため、説明会の開催周知ができなかった。そのため説明会の開催について新聞広告、ホームページに載せた。(平成29年11月6日開催された米子市議会全員協議会における説明等)</p> <p>その結果、平成29年2月7日米子市淀江文化センターの農業者等を対象とした説明会の参加者は2名であった。(資料1)鳥取県生活環境部は、センターのこの説明会開催を是認した。</p> <p>もともと、農地台帳は、農地法の改正(平成27年4月)により農業者の住所は、開示できない定めとなっている。(米子市農業委員会のホームページ参照 掲載日:2015年4月7日資料2)</p> <p>センターは、農地の地番は、把握していたのだから、法務局の不動産登記簿を閲覧すれば、登記簿上の所有者は判明することは自明のことである。令和4年12月定例鳥取県議会でのこの点について議員より指摘があり、平井県知事は、農業者へ説明するようにセンターを指導する旨答弁した。このため、平成27年から7年後の本年1月になって、センターは、農業者等400名以上に対し説明会の開催を葉書で個別に通知し、軟弱地盤対策を中心とした説明会を開催した。先の県議会での知事答弁から1年以上も経過してからである。そしてセンターは、本年の説明会後に、関係住民に意見聴取を求めるのではなく、単に問い合わせがあれば提出するよう求めただけであり、これは手続き条例の精神を遵守しない措置である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センターは、平成29年の周辺区域の農業者等を対象とした説明会に対しては、条例規則で認められた周知方法(日刊新聞、公民館及び米子市庁舎等への掲示、センターホームページへの掲載)で計画・実施しました。センターとしては条例手続きを適切に履行したものと考えています。 ・令和6年1月の関係住民を対象とした説明会は、条例手続き終了後に、その後の詳細設計による計画変更の予定を踏まえた内容説明等について、センターの自主的な取り組みとしての説明会(条例手続きとは別扱いのもの)として、より丁寧な説明を行うために開催したものです。 <p>[県の回答]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当時のセンターの説明会開催に係る周知は、直接配布に代わる方法として、公民館や米子市庁舎等16ヶ所への掲示、新聞広告、センターホームページ等複数の手法で周知がなされており、条例(※)の規定に照らして問題はないものと判断しています。 <p>※鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例</p>	80

		<p>県生活環境部は、なぜこの度は、葉書で個別に開催案内ができたものが、平成 29 年 2 月 7 日米子市淀江文化センターでの説明会ではできなかったのか。また県の生活環境部は、なぜこれをよしとして是認したのか。</p>		
④	その他(手続条例等)、生活環境影響調査	<p>②生活環境影響調査の不備</p> <p>センターは手続き条例に従い関係住民として周辺区域の 6 自治会や農業者等を定めている。しかし生活環境影響調査は、原則産廃計画地の敷地境界での調査の実施に終始し関係 6 自治会区域内での現況調査を行っていない。計画地周辺地域には、稼働中の一般廃棄物最終処分場、埋め立ては完了しているが、廃止に至らない一般廃棄物最終処分場、安定型産廃最終処分場、廃棄物リサイクル企業の焼却炉、企業の大規模な鶏舎があり、他の地域に比較して生活環境が劣悪な箇所である。環境に影響を与える施設が集中するこの地域に新たに産廃最終処分場を設置する計画は、複合汚染が懸念される。にもかかわらず、関係自治会内で現況調査をしていないのはなぜか。関係自治会区域内で現況調査を実施すべきである。</p> <p>具体的事例：住居内の窓辺には煤の様なものが付着する現状にある。 (資料 3 写真)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境影響調査では、環境省指針(廃棄物処理施設生活環境影響調査指針)及び県指針(廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針)に基づき、「処分場が周辺の生活環境にどのような影響を及ぼすか」という点について、周辺地域の現況を把握する」という観点で現況調査を実施しています。 現況調査では、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水の生活環境項目について、当該指針に基づき、処分場を新設した場合の影響が想定される範囲を想定した上で、現況調査地点を設定しており、その結果、影響が想定される範囲として、主として敷地境界及び近接住居周辺(関係自治会内)と設定し調査を実施しました。【申請書 17】 計画地の敷地境界及び近接住居周辺における調査・予測により、生活環境影響は軽微であると評価しています。そのため、ご意見にある「関係 6 自治会区域内」という、より遠方・広範囲における影響については一層軽微であると推定されるため、今回の生活環境影響調査において設定した現況調査範囲は十分なものだと考えています。 	81
⑤	水質、立地	<p>また淀江産廃の汚染水(処理水)排出日量 70 トンは、計画地に隣接する一般廃棄物最終処分場(第 1 処分場、第 2 処分場)の日量約 120 トンと併せ一般廃棄物最終処分場の調整槽を共用し下流の塩川に排水する計画である。都市清掃会議が定める廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(廃物最終処分場行政関係者等のバイブルと呼ばれている。)には、立地選定に関し候補地の考え方として「雨水流失の多い地域や用水の水源、取水位置が直下流にある地域は避けるべきであり、地下水についても水脈、水位および利水状況などを調査し、悪影響がある場合は避けることが望ましい。」と記述されている。</p> <p>産廃の汚染水が、排水される塩川には、下流に取水施設である農業用の灌漑用樋門があり、それにより農地は塩川の本流から分岐した二系統の灌漑農業水路に依存して取水している。(資料 4) この度の許可申請書は、前述の都市清掃会議の要領に従って作成されており地点選定に当たってもこの要領に従いこの地域での立地は避けるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国が定めている河川の環境基準や処理水の放流基準は、その水を飲用及び利用した場合であっても、人の健康や生活環境へ影響がないことを前提として設定されたものです。 処分場からの浸出水は、水処理施設で法令基準を満足するまで高度に水質浄化がされた後、最終的には塩川へ放流されます。この放流水は、塩川の水質と比べても同等以上にきれいに処理された水であり、他の水系からの水の流入・混合によって放流水の影響は更に小さくなるため、下流部にある塩川から取水した水田に影響を与えるおそれは非常に低いものと考えています。 また、全国都市清掃会議の示す見解では、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領にある「取水位置が直下流にあり避けるべき地域」とは「放流水の水質による影響が生じる地域」(で取水が 	82

			ある場合は立地を避けるべき) とのことですが、上記のように、放流水の影響が少ないと考えられることから、当処分場は該当しないものと考えています。	
⑥	水質、生活環境影響調査	<p>手続き条例では、周辺区域として排水が排出される公共用水域および当該公共用水域と接続する公共用水域における水量が、当該廃棄物処理施設等からの排水量のおおむね 100 倍となる地点 (100 倍希釈地点) までの区域として定めている。しかし生活環境影響調査では、この二系統の灌漑農業用水路については、全く無視し、灌漑用水の取り口であり樋門での水質調査や二系統での水量の調査を実施していない。</p> <p>さらに産廃は、調整槽を一般廃棄物最終処分場と共用する計画であるならば、100 倍希釈地点は一般廃棄物最終処分場分と合わせ、排出量は日量 190 トンとして算定すべきである。そうすれば、100 倍希釈地点は、現在地点より更に下流となり周辺地域は拡大する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・100 倍希釈地点は、産廃処分場水処理施設からの想定最大放流量 (日当たり 70 トン) に基づき、塩川本川の断面流量がおよそ 100 倍 (日当たり 7,000 トン以上・年間通じて) となる地点 (St.4) を設定しています。 ・生活環境影響調査では、指摘されている樋門を挟んだ上下流部 (St.3、St.4) で調査を実施しており、この地点の水質によって、樋門で取水される水質もおおむね推定できるものと考えています。 ・100 倍希釈地点の設定においては、一廃処分場が既に稼働している状況を前提として算定しており、当処分場放流水の影響について、改めて隣接する一廃処分場の処理後の放流量との合算で考慮するという考え方は、評価において合理性に欠けるものと判断します。 	83
⑦	水質、土壌	<p>また、現在運転中の一般廃棄物最終処分場から排出された塩川の汚染水を前述の灌漑農業用水路から取水している農地は、土壌の汚染が蓄積されていることが懸念されるにもかかわらず、センターは、農地の土壌汚染調査を実施していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当処分場では、浸出水は高度な水処理をして、放流基準を満たしたうえで放流しますので、農地において放流水由来の土壌汚染はないものと考えています。 	84
⑧	その他 (開発協定)	<p>2. 事業実現の確実性が、担保されていない。</p> <p>産廃計画地は、環境プラントの一般廃棄物最終処分場の開発区域内である。当該地については、環境プラントと旧淀江町、淀江町土地改良区の間で締結した開発協定 (資料 5) が締結されている。</p> <p>①開発協定で定める用途 (一般廃棄物最終処分場) に違反する。</p> <p>当該地は、環境プラントが平成 9 年 6 月 23 日付けで一般廃棄物最終処分場として、鳥取県開発事業指導要綱 (以下「指導要綱」という。) に基づき鳥取県に開発事業変更協議書を提出し、平成 9 年 7 月 29 日付けで鳥取県の同意を得たものである。鳥取県はこの同意に当たって、旧淀江町との間で開発協定を締結すること等の条件を付している。指導要綱では、開発協定に規定する事項に (3) 開発事業を行う土地の用途及び処分に関する事項について掲げている。</p> <p>開発協定締結に先立ち、平成 8 年 2 月 1 日、淀江町長森本和夫、淀江町土地改良区理事長山根淳、鳥取県西部広域行政管理組合事務局長伊塚勇造、環境プラント代表取締役河本弘文の 4 者は、Ⅲ期計画区域を含めた全体計画を確認している。それには、4 者が押印した全体計画を示す図面が添付されている。(資料 6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発協定の取扱いについては、当事者である米子市と環境プラント工業が判断されるべきものと考えています。 ・産業廃棄物最終処分場の建設にあたり、一廃処分場とのえん堤の共用や覆土置場の利用等について、必要があれば、今後開発協定の当事者 (米子市、環境プラント工業) とセンターで協議を行うことになるものと考えています。 	85

	<p>環境プラントが県に提出した一般廃棄物最終処分場変更許可申請書、林地開発許可申請書、及び旧淀江町に提出した「変更開発事業実施計画書」の同意願い文書にはいずれも、資料 6 が添付されており、鳥取県も了知していることである。</p> <p>環境プラントは平成 9 年 8 月 28 日付けで、開発協定書第 3 条の規定により「変更開発事業実施計画書」を淀江町に提出した。(資料 7) これには変更内容として、3 期計画も明示されている。旧淀江町は、これに平成 9 年 10 月 23 日付けで同意した。(資料 8) この同意により 3 期計画地は、開発協定が定める開発区域となった。環境プラントはこの「同意願い」に「当処分場建設にあたり、当初より、谷全体を埋立てる計画で進んでおり 1 期工事、2 期工事に伴う変更工事の準備も整いました。残る 3 期工事については、県道建設等のからみもある為、実計画が出来ない状況にあります。3 期計画に着工出来る状況が整った時点で、申請手続きを行いたいと考えております。」と記載している。これは、3 期計画は旧淀江町、環境プラント間で、合意済みであることを示している。</p> <p>参考 鳥取県西部広域行政管理組合は、環境プラントに一般廃棄物最終処分場で処分を委託している。両者連名のパンフレットには、一般廃棄物最終処分場の 3 期計画地が図示されている。(資料 9)</p> <p>開発協定第 4 条は、環境プラントは、開発事業を実施しようする土地を、開発事業の目的以外の用途に供してはならない旨を定めている。よって当該地を一般廃棄物最終処分場の用地から、産廃用地とすることは、開発協定違反である。</p> <p>米子市伊澤副市長は、令和元年 8 月 27 日開催された米子市議会全員協議会で前述の開発事業変更協議書で示されている覆土置場は、「いわゆる厳密ないみでいくと最終処分場の埋め立て区域ではございませんので、最終的にずっと将来にわたって使い続ける土地ではありません。埋め立てが終わればその使用目的を失う土地であります。したがって先ほど議員が御指摘になった第 2 処分場の建設という事業、この建設という事業には、この覆土置場は含まれないと、このように解釈しております。」と答弁している。この答弁は県の指導要綱を無視した誤った見解である。</p> <p>指導要綱は、第 1 条で「県土の無秩序な開発を防止し、適正な土地利用をはかるとともに安全で快適な地域環境の確保に努め、もって県民福祉の増進に寄与することを目的としている。」と定めている。そして開発事業とは「一団の土地について土地の区画形質の変更を行う事業と定義し、開発区域は、開発事業を行う土地の区域」と定義している。よって覆土置場を含め一団の土地の区画形質の変更について指導しているもので、土地の区画形質が変更されるのであれば、使用目的の継続は無関係のことである。</p> <p>この開発協定は、第 1 条第 1 項において、事業の目的として環境プラントは</p>	
--	--	--

		<p>不燃物最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の建設を行い、もって鳥取県西部広域行政圏の衛生事業に寄与するものとする旨定めている。従って環境プラントは、米子市を始めとする鳥取県西部広域行政圏9市町村民約24万人のための一般廃棄物最終処分場の建設という公共目的を実現する義務を負っている。開発協定は官対民の行政契約である。官対民の行政契約は、公共性の確保を目的としており、契約締結の当事者が合意すれば改定ができる一般の私的契約と異なり、民法上の契約法原理は当てはまらない。「この土地」を産廃用地とすることは、鳥取県西部広域行政圏9市町村民の一般廃棄物最終処分場の確保という公共の利益に対し、重大な不利益を与えることになるからである。一般廃棄物は、企業等の排出者に最終処分責任がある産廃とは異なり、廃棄物処理法上、市町村に最終処分を含め処理の法的義務が課せられている。米子市は、一般廃棄物最終処分場3期計画地は、産廃でなく一般廃棄物最終処分場の確保のため優先して取り組むべきものである。</p> <p>米子市（副市長はセンターの理事であった。）は平成20年5月、環境プラントが事業主体となって産廃を建設することが決定した時点に於いて、環境プラントに対し、直ちに開発協定の遵守義務の履行を求めるべき行政上の責任があるにもかかわらず、それを果たしていない。また米子市は、事業主体が環境プラントからセンターに変更になった平成27年3月時点でもセンターに対し、開発協定上、この土地を産廃用地として提供出来ないと通告すべきであったにも係わらず、この事実を無視し続けている。</p> <p>参考 米子市は、第3次一般廃棄物処理基本計画（平成28年1月）において、「埋立て完了は10年後と見込まれており、現在の最終処分場の埋立て完了に伴う次期最終処分場の確保が大きな課題となっている。」と認めている。なぜ米子市は、一般廃棄物最終処分場の3期計画の実現に取り組まず、産廃計画地内の米子市有地を産廃に提供するのか。</p> <p>鳥取県は、行政契約である開発協定の締結を自ら指導しながら、この協定を無視し、淀江産廃の設置許可をすれば、鳥取県は、公序良俗を無視しかつコンプライアンス遵守しないことを問題視しないことになる。</p>		
⑨	地下水、立地	<p>3. 旧淀江町の意向に反する</p> <p>センターは平成15年7月16日付文書により県内各市町村長に対し産廃最終処分場の建設可能性のある候補地について問い合わせを行った。</p> <p>これに対し旧淀江町は平成15年8月12日付で「産廃処分場」の候補地はない旨回答した。（資料10）このことは地下水の豊富な地域を有する淀江町の行政の立場から、「この土地」を「産廃処分場」にすることなど論外であったことを物語っている。米子市はこの旧淀江町の意向を無視し、周辺住民を初め多くの市民が不安を抱いている淀江産廃処分場設置のため「この土地」をセンターに使用させることは不当である。</p>	<p>・当センターの事業計画に関するご意見ではなく、米子市に対するご意見であるため、当センターから見解はお示しできません。</p>	86

⑩	その他(申請者の対応)	<p>4. センターの不誠実な行為 センターは、関係住民が自治会長を通じて提出した質問文書に対する回答を一年以上も放置した。 よってセンターは、廃掃法で定める「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当し不適格である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センターからの回答の遅延に関しては、その後、文書によるお詫びと、ご自宅への訪問でお詫びをさせていただきました。今後、こうしたことの無いよう事務管理の徹底に努めてまいります。 	87
---	-------------	---	---	----

意見書 42

No	項目	意見	申請者等の見解	通し番号
0	-	別紙のとおり 5 ページ		88
①	水質、地下水	米子市の水道水源の傍に管理型産廃処分場をつくる計画を中止しいのちの水を守って下さい	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも、福井水源地に向かっていることが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書 17】 ・国が定めている河川の環境基準や処理水の放流基準は、その水を飲用及び利用した場合であっても、人の健康や生活環境へ影響がないことを前提として設定されたものです。 ・処分場の構造・維持管理に係る法令基準を遵守し、浸出水は高度な水処理を実施して放流基準を満たしたうえで放流します。 ・処分場の地下水汚染対策として、2重の遮水シートにベントナイト混合土を加えた3重の遮水構造、電氣的漏えい検知システムおよび周縁地下水の定期検査による多重の安全対策(マルチバリア)を講じており、適正に維持管理することで安全を確保します。 ・適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていきます。 	89
②	水質、地下水、立地	<p>もっとも造ってはならない場所です 鳥取県が「管理型産業廃棄物処分場」(以後産廃処分場)の計画を進めている米子市淀江町の計画地は、ご存じのように大山のブナ林の恵みの地下水源、貯水盆、「天の真名井」「本宮の泉」「三輪山の泉」などなど湧水が広がる地域です。 米子水道局は米子市民だけでなく、日吉津村、境港市、島根県美保関にも給水しています。水の安全と確保は西部広範囲の住民に対する県・市の責任です。「水と緑と史跡のまち」と言われるこの地域の水は、1985年国の「おいしい水研究会」から、おいしい水道水32都市に選ばれ、国の「名水100選」に、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも、福井水源地に向かっていることが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書 17】 ・国が定めている河川の環境基準や処理水の放流基準は、その水を飲用及び利用した場合であっても、人の健康や生活環境へ影響がないことを前提として設定されたものです。 	90

		<p>1996年には「水の郷百選」にも認定されています。国から米子市の助役に赴任された山野謙さんは「初めて米子の水を飲んで驚いた。これまで飲んだこの水道水よりおいしかった。すぐ、水道局に出かけ水源の水を飲ませてもらった、、、。上質な水が人間の生活や文明を支える根幹であり、水道が人々の生活に最も密着した社会基盤であるからの他ならない。その証拠に、蛮族のローマ侵入と水道の破壊は、ローマ都市機能を停止し、やがてローマ人から安定した都市生活を奪ったのである」と「米子平野の水源」の発刊に投稿されている。私は、何人もの米子に転勤された方に“驚いた“という声を聞きました。ある方は「大山の下にゴルフ場をつくるなんて、米子の人は大山の水のありがたさが解っていないのではないか」とも言われました。産廃処分場を水源の傍に作ることにどう言われるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場の構造・維持管理に係る法令基準を遵守し、浸出水は高度な水処理を実施して放流基準を満たしたうえで放流します。 ・適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていきます。 	
③	水質、地下水	<p>吉谷先生と水道局職員の頑張り・献身 安全でおいしい水を守るために水道局の職員、特に水質の専門家の努力にも心から尊敬の念を強くしました。かつて、米子市が賀祥ダム事業に乗り法勝寺川より取水する方針を出した時、職員組合は鳥取大学の吉谷昭彦名誉教授に相談し、援助を受け、水道水に適さないことを明らかにし、とうとう日野川伏流水の取水を勝ち取られました。そうした努力で守られた安全でおいしい水です。それから40年水道局は吉谷先生と共に大山山麓・米子平野一帯の地下水や貯水盆など踏査に基づいて丹念に調査し水源を見つけられました。</p> <p>当時の野坂康夫市長は、水源調査のまとめ「米子平野の水資源」の発刊に寄せて「執筆者であります鳥取大学名誉教授吉谷昭彦氏には米子市水道局発展のために長年にわたり水源開発調査を始め、多岐に及ぶご指導、ご援助等尽力いただき感謝申し上げます。」とお礼を述べられています。</p> <p>もちろん福井水源を始め産廃処分場周辺も丁寧に調査されています。私は、当時から先生から調査のお話を聞いていました。</p> <p>「水を守る会」としては「水理・地質が専門であり、計画地周辺を踏査しておられる吉谷先生から県や「センター」の「専門委員会」の報告に対し繰り返し勉強させていただきました。先生は多くの学者が踏査などしないで文書の検討で結論を出している状況について「踏査をせず、事実に基づく科学的調査結果を出すのは困難である」と指摘されていました。</p> <p>県知事が「公正中立の立場の科学的検討をする」と言って設置した「専門家委員」に吉谷先生を始め、地元の研究者、住民の代表を入れるよう求めました。ただ一人選ばれた鳥取大学名誉教授北村義信先生は、米子市の水道局の水源・地質を踏査し、水道水の安全を40年間指導援助された吉谷先生を入れなかったことについて「水理、地質の専門家がいないとだめだ。それは吉谷先生しかない」と言われました。調査に基づく科学的根拠を示し安全について指摘される吉谷先生を「専門家会議」に入れない理由は「汚染水の流入を否定できない」と指摘されると心配してのことでしょう。県の言う「中立」とは「汚染水が流入する」という結果を出さないことでしょうか。そのような委員会で市民の命の水を守る正しい結果が出せるのでしょうか。出せないことは誰にでもわかりま</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当センターの事業計画に関するご意見ではなく、県の設置した会議等に係る意見であるため、当センターから見解はお示しできません。 ・ご意見は地下水に対するご懸念からのものと推測しますが、処分場の地下水汚染対策として、2重の遮水シートにペントナイト混合土を加えた3重の遮水構造、電氣的漏えい検知システムおよび周縁地下水の定期検査による多重の安全対策(マルチバリア)を講じており、適正に維持管理することで安全を確保します。【申請書 05(02)、05(03)】 <p>[県の回答]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、計画地周辺の水源地等を含む地下水への安全性に対する住民の不安の声に対応するため、地下水等調査会を設置し、その委員として、中立的かつ客観的に審議してもらうため、これまで計画地に係る地下水の流向調査に関わったことがない専門家(学識者等)を選定し、調査が行われました。 ・なお、調査に当たっては、過去の文献や専門家からの意見を示すとともに、ボーリング調査、現地踏査等による地質調査、水文調査及び水質調査を行い、これらの調査で得られた結果を用いて地下水の3次元シミュレーションを行い、地下水の流れを解析しました。 ・調査の結果、福井水源地への影響となるような懸念材料はなく、この結果は各調査結果、解析結果 	91

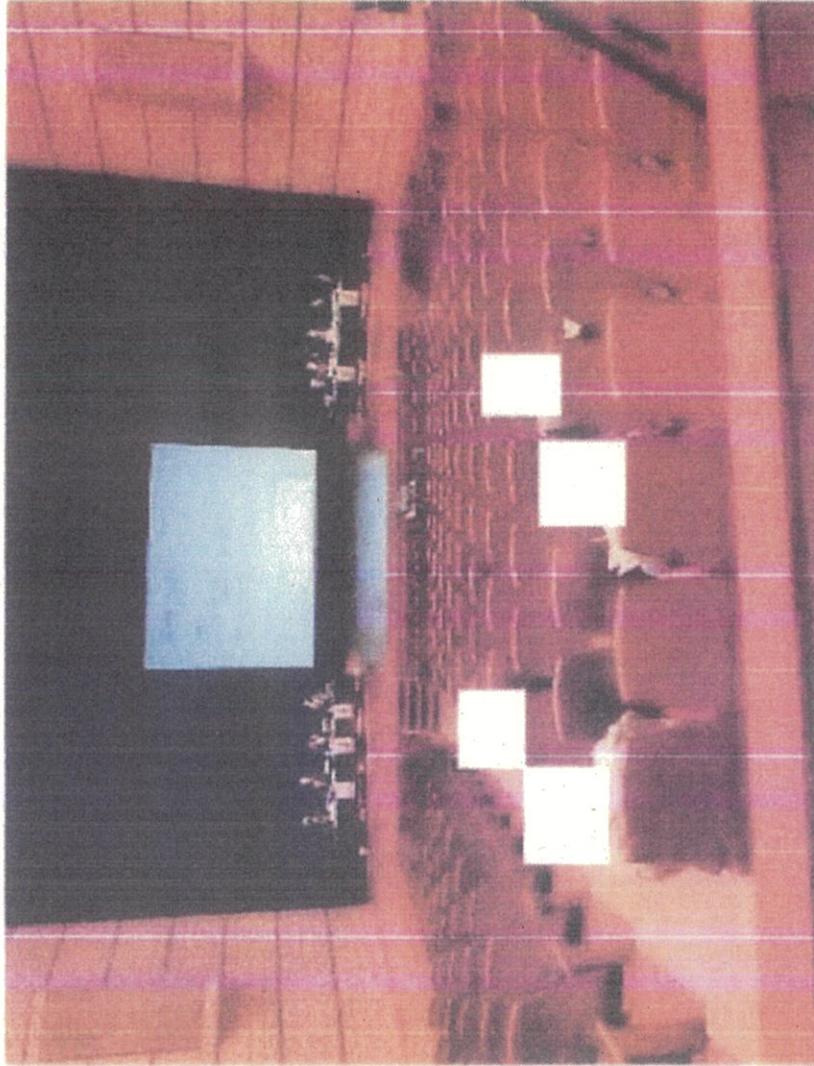
		す。	と整合しており、信頼性が高いものと評価されています。	
④	水質、地下水	<p>住民のいのちの水を守立場の学者専門家の真剣な指摘を検討し生かすべき「日本の循環型社会づくりはどこが間違っているか」などの著者であり、明治学院大学名誉教授の熊本一規先生（漁業権など）は、前もって資料を読まれ、現地周辺を見られ「最も作ってはならない場所」であり「子孫への時限爆弾だ」と言われ、2回目の講演では漁業への影響、漁業権について詳しく話していただきました。島根大学山内靖喜名誉教授は「専門委員会」の報告に対する講演で「福井水源に汚水が入ることは否定できない、（ダイオキシンなど）一滴でも毒物が入ったらおしまいです」とはっきりと指摘されました。</p> <p>そのほか水俣病や産廃問題の裁判にかかわってこられた馬奈木弁護士さんなど、沢山の方の講演や資料を頂き真剣に検討しました。地元の研究者専門家の■■■■さんは亡くなりましたが、水を守り、子どもたちの未来への責任を果たすため、病気でも、すべての生活と人生をかけて調査研究し、自ら運動の先頭に立って頑張り続けられました。</p> <p>吉谷先生は、浅い地下水（上位透水層）、深い地下水（下位透水層）共にその傾斜角は北北東方向に数度であり、産業廃棄物処分場が事業開始すると汚染された地下水が淀江盆地（福井水源に）へ流入する方向をたどることは少しも否定できない。とはっきりと指摘されています。</p> <p>住民のいのちと暮らしを守る事を何より優先するというなら、こうした真剣な指摘を謙虚に検討し、住民に説明すべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当センターの事業計画に関するご意見ではなく、県の設置した会議等に係る意見であるため、当センターから見解はお示しできません。 計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも、福井水源地向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書 17】 ご意見は地下水に対するご懸念からのものと推測しますが、処分場の地下水汚染対策として、2重の遮水シートにペントナイト混合土を加えた3重の遮水構造、電気的漏えい検知システムおよび周縁地下水の定期検査による多重の安全対策（マルチバリア）を講じており、適正に維持管理することで安全を確保します。【申請書 05(02)、05(03)】 <p>[県の回答]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水等調査会では、福井水源地向への影響となるような懸念材料はなく、この結果はボーリング調査、水文調査、水質調査、地下水3次元シミュレーションの各結果・解析と整合しており、信頼性が高いものと評価されています。 なお、調査に当たっては、過去の文献や専門家からの意見を示すとともに、ボーリング調査、現地踏査等による地質調査、水文調査及び水質調査を行い、これらの調査で得られた結果を用いて地下水の3次元シミュレーションを行い、地下水の流れを解析しました。 また、広く住民の方々にも審議の経過を確認いただけるよう、9回にわたる地下水等調査会は全て公開で開催されるとともに、住民向けの説明会や要望に応じた個別説明会を開催されたところです。 	92
⑤	大気質、水質	<p>なぜ大気汚染や農漁業・食べ物への影響を調査し住民の不安に応えないのか母乳のダイオキシン濃度は日本が世界で最高であること。特にごみの焼却場の近くがひどいこととはご存じだと思います。県は、覆土をするから出ないなどと言っていますが、「雨などで流れたものを除いてダイオキシンなどの環境ホルモ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 処分場の稼働中は、即日覆土や散水による廃棄物の飛散防止、堅型ガス抜き管による埋立ガスの適切な排除などにより、周辺環境に影響を与えないよう管理をしていきます。 	93

		ン・水銀などの毒物は永久に大気中に吹き出し続ける」(熊本一規せんせい)とされています。排水管にたまった汚泥は処分場に入られますので、濃度は高くなる。出ないというなら、だれがどのような調査に基づいてそう言っているのか確かな資料を明らかにしていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定めている河川の環境基準や処理水の放流基準は、その水を飲用及び利用した場合であっても、人の健康や生活環境へ影響がないことを前提として設定されたものです。 ・処分場の構造・維持管理に係る法令基準を遵守し、浸出水は高度な水処理を実施して放流基準を満たしたうえで放流します。 ・適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていきます。 	
⑥	大気質	廃棄物、特に焼却灰の搬入時周辺に飛散し、投入時に周囲に飛散しない保障はあるのか明確にすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・散水、即日覆土、強風時の中止等の飛散防止対策をおこなうことで、対処できると考えています。 	94
⑦	水質、地下水	水道法に違反するのではないかと 米子水道局の「大山山麓西部域の水源について」では「水道法に規定されている「清浄にして豊富・低廉な水道水の供給」を確実に目指すことが極めて重要となる。」「水資源はその時点で調査・検討の結果による開発・取水が取水限度内のものであっても、将来的には気候変化や森林の伐採、河川改修などによって、地下での貯水量が次第に減少する傾向を示すことが十分予想される。また、水源の開発は一般に考えられているような簡単、容易なものではなく、かなりのリスクを伴う」「水源の将来的な安定・確保を確実にするために、地下水系をめぐる環境保全は勿論のこと、植生や動物保護、育成を支えることも含めた取水量を求める早急な研究・調査が必要であろうと考える。平成17年米子市と合併した淀江のこの地域には既存の水道水源がいくつか存在するが、そのほとんどが小規模施設であって、取水量も少ない」と水源を大切にしなければならないことを強調されています。水道水源の近くに産廃処分場を造り汚染の危険にさらすことは、水道法に反し、水源を確実に守る責任に反するため中止すべきです。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地から涵養された地下水は、第1、第2、第3帯水層とも、福井水源地向かっていないことが、県の地下水等調査会の調査成果で示されています。【申請書17】 ・処分場の地下水汚染対策として、2重の遮水シートにベントナイト混合土を加えた3重の遮水構造、電氣的漏えい検知システムおよび周縁地下水の定期検査による多重の安全対策(マルチバリア)を講じており、適正に維持管理することで安全を確保します。 ・適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていきます。 	95
⑧	その他(開発協定)	「開発協定」を破り、住民無視、民主主義を踏みにじて進めているのか最も作ってはならない場所に計画を最初に提案したのは、「開発協定」を旧淀江町と結び、一般廃棄物の処分を請け負った(株)環境プラントです。協定の一方である米子市と相談することをしないで直接「センター(県)」に提案しました。 県内4カ所に産廃処分場を作ろうと計画をしたが住民の反対で実現できず困っていた「センター(県)」は飛びつきました。環境プラントは自社のもうけのため、市民の環境と生活に重大な影響を与える「産廃処分場」計画の提案をする事態は異常です。しかも市民の財産である水道水源の傍に。住民の福祉・健康と生活を守ることが最優先である自治体の責任が解っていない。「開発協定」の重要性、結んだ責任も分かっていない業者の提案です。企業の廃棄物は企業の責任ですという「廃棄物処理法」も分かっているだろうかと疑われます。まず、原点に戻って「一般廃棄物処分以外の用途に供してはならない」と定めた開発協定違反を裁くことから始めるべきです。市の仕事を請け負う業者の協	<ul style="list-style-type: none"> ■開発協定 ・開発協定の取扱いについては、当事者である米子市と環境プラント工業が判断されるべきものと考えています。 ・産業廃棄物最終処分場の建設にあたり、一廃処分場とのえん堤の共用や覆土置場の利用等について、必要があれば、今後開発協定の当事者(米子市、環境プラント工業)とセンターで協議を行うことになるものと考えています。 ■漁業者への説明 ・これまでに鳥取県漁協淀江支所の皆様や県漁協本部に事業計画についての説明を実施しています。 	96

		<p>定違反を全く裁くことをしないで、民主主義を守り、公正な市政が約束されるでしょうか、主権者市民に責任を負うことが出来るでしょうか。</p> <p>○ 漁業業者に何の説明もせず進めました。漁業権の重さも食の安全に対する責任も全く無視です。</p> <p>○ 市民の財産である水道水源の汚染の心配のある計画について 500m から外れる市民に説明せず、意見を聞かないという市民の権利を全く無視する差別・分断は民主主義の破壊であり、地方自治法第一条にも反する。</p> <p>○ 何故、住民が推薦する地元の専門家・住民代表を「地下水等調査委員」「専門家会議」の委員に選ばず、意見を聞かないで進めたのか。特に吉谷昭彦名誉教授を選ばず、意見を聞かなかったのか。公正、民主主義に反し、住民の健康と命、生活を守る立場に反する態度であり、許されません。</p>	<p>■500m から外れる市民への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の説明資料等は、広く多くの方に知ってもらえるようセンターHP でも掲載しています。令和6年3月には、関係住民以外の関心のある方にも対象を広げて、説明会を開催しました。 <p>■専門家会議等の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当センターの事業計画に関するご意見ではなく、県の設置した会議等に係る意見であるため、当センターから見解はお示しできません。 <p>[県の回答]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、計画地周辺の水源地等を含む地下水への安全性に対する住民の不安の声に対応するため、地下水等調査会を設置し、その委員として、中立的かつ客観的に審議してもらうため、これまで計画地に係る地下水の流向調査に関わったことがない専門家（学識者等）を選定し、調査が行われました。 ・なお、調査に当たっては、過去の文献や専門家からの意見を示すとともに、ボーリング調査、現地踏査等による地質調査、水文調査及び水質調査を行い、これらの調査で得られた結果を用いて地下水の3次元シミュレーションを行い、地下水の流れを解析しました。 ・調査の結果、福井水源地への影響となるような懸念材料はなく、この結果は各調査結果、解析結果と整合しており、信頼性が高いものと評価されています。 	
⑨	その他（文化財）	<p>「水と緑と史跡のまち」を守ることが住民を守り地域の発展に重要 計画地は、国指定の弥生時代の「妻木晩田遺跡」を始め角田遺跡、向山古墳群、石馬、飛鳥奈良時代上淀廃寺などの遺跡群が取り巻いています。産廃計画地の調査で「百塚原 88 号前方後円墳」が発掘され、米子市は文書保存とし、産廃で埋めようとしています。最初に発掘された 88 号前方後円墳は発掘後壊され、現状ではこれが唯一です。「2 千年前、大陸と朝鮮半島から青銅器などや稲作、文化、先端技術などを学んだその玄関口が北九州と山陰であり淀江港はその中心だった。それらを裏付ける遺跡が今後まだまだ出てくるであろう。産廃で埋めてはならず残すことが重要ある」と考古学者、美術史家は強調されています。淀江から県外に出られ活躍されている沢山の方も「古代淀江ロマン回路」推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・百塚 88 号墳は、文化財保護法に基づく米子市文化財課の指導により、適切に対処しております。（記録保存） ・処分場の稼働に伴う周辺への生活環境上の支障が起らぬよう、適切な施設の管理と情報公開により、安全安心には最大限留意した処分場運営をしていきます。 	97

	<p>会議結成につくされ「水と緑と史跡のふるさとを未来に生かせ」と声を上げられています。</p> <p>旧淀江町は「水と緑と史跡のまち」を誇りにしてこられ鳥取県の「水源の傍でないところに産廃処分場の適地はないか」という問いに「ない」とはっきり答えておられます。淀江の皆さんが大切に守ってこられた地域の宝として残し、生かすことこそ子どもたちに対する大人の責任です。計画の中止を重ねて強く要求します</p> <p>随分長くなりましたが、この 13 年間多くの方が人生をかけ、命も懸けて力を尽くされた。その一部でも伝え、子どもたちに対する大人の責任を果たしたいと思えます。</p>		
--	---	--	--

・平成29年2月7日 事業者・農業者



米子市淀江文化セン
ター説明会(出席者2
名)

平成29年2月7(火)

午後3時5分～午後4時15分



- くらし・手続き
- 子育て・教育
- 健康・医療・福祉
- 防災・安全
- 観光・文化・産業
- 事業者向け情報
- 市政情報

農地の情報公開が始まりました（平成27年4月）

農地法改正により、平成27年4月1日からインターネット等により農地の情報公開が始まりました。インターネットを使用して、誰でも市街化区域を除く農地情報及び農地に関する地図を確認することができます。新規就農を考えている方や規模拡大を考えている農業従事の方は、次のリンク先をご確認いただき、ご活用ください。

[国産農産物... 全国農地ナビ](#)

インターネットで閲覧できる情報

1. 農地の所在、地番、地目及び面積
2. 貸借等の種類・存続期間
3. 耕作者ごとの整理番号
4. 遊休農地の措置の実施状況
5. 貸付に関する所有者の意向
6. 農振法、都市計画法の区域区分
7. 農地中間管理機構が借りている農地かどうか

農業委員会窓口で閲覧できる情報

窓口では、インターネットで公開する7つの情報のほかに、次の情報も閲覧できます。

1. 所有者の氏名・名称
2. 賃借人等の氏名・名称
3. 耕作者の氏名・名称

掲載日：2015年4月7日

お問い合わせ先 **農業委員会事務局**
 所在地/〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地（市役所本庁舎2階）
 電話/0859-23-5277 ファクシミリ/0859-23-5228 Eメール/ nogyo@city.yonago.lg.jp

広告



▶ [バナー広告のご案内](#)

資料3



2024.8.17

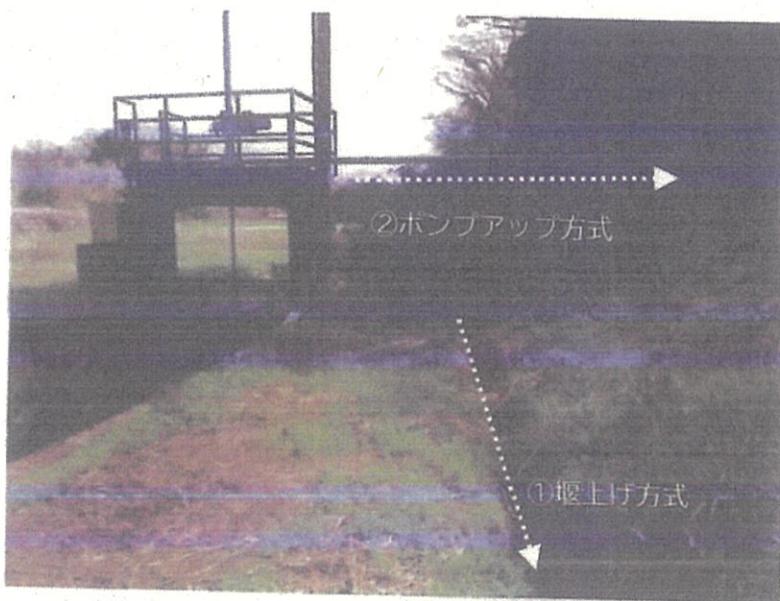
周知計画において下流域の「利水関係区域」とした箇所について

資料 4

令和4年3月23日
(公財)鳥取県環境管理事業センター

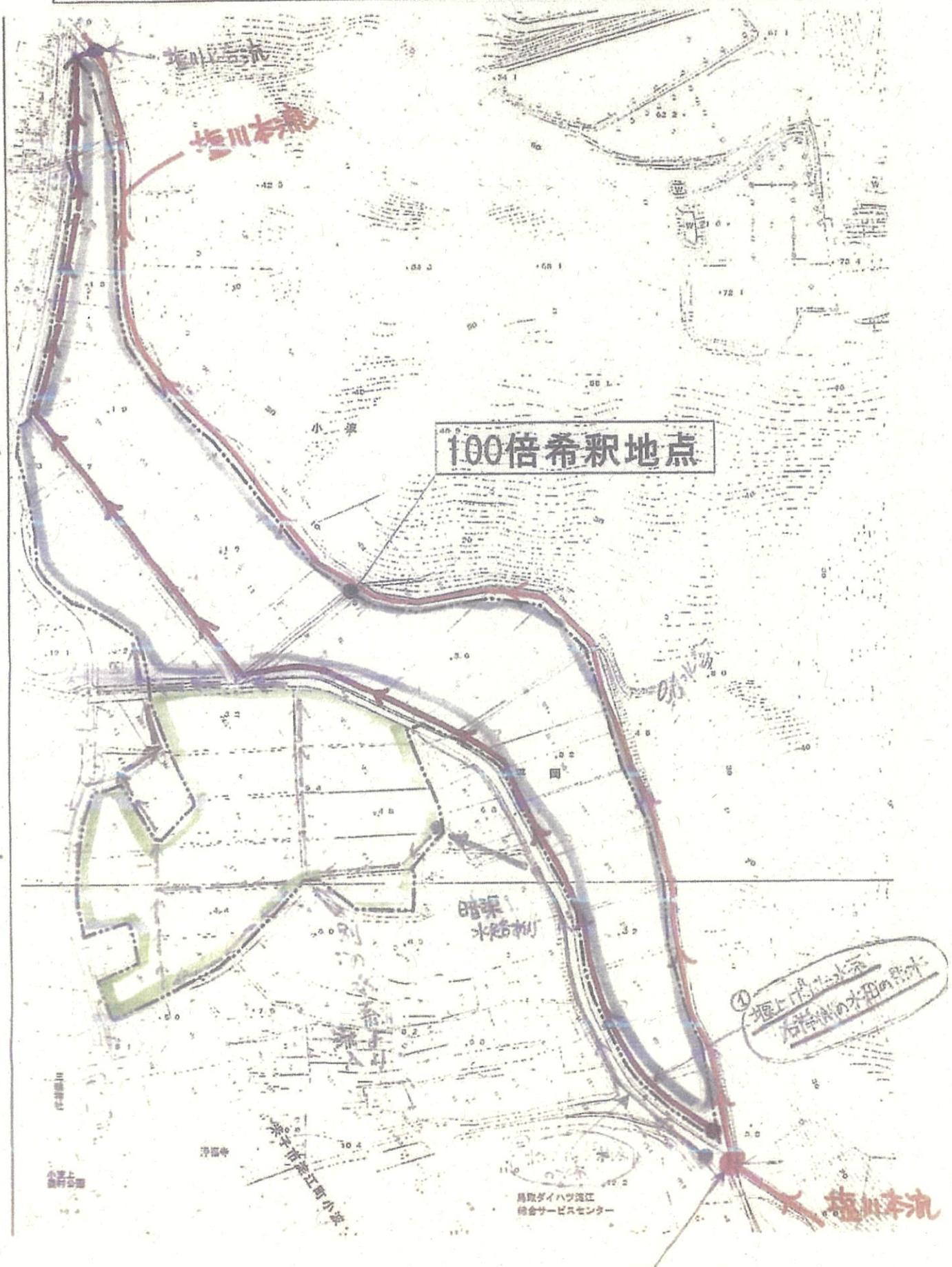
- ◎周知計画において塩川下流域にある「利水関係区域」とした箇所の水の流れを別図で説明する。
- ◎図に示した用排水路は、水質汚濁防止法で定義される「公共用水域」の扱いとなる。
 - ☞「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法関係のものを除く。）をいう。
- ◎100倍希釈地点の設定は、年間水量が少なくなる秋季の塩川の流量調査結果を用いて設定している。
 - ☞処分場排水量が70m³/日なので、その100倍以上の水量が観測される地点

■ 塩川上流（別図・右下部）に取水用の樋門が設置され、①と②の2種の方法で取水している。取水後はそこから2水系で流下していくことになる。（下写真の流路が開始点）



- ①「堰上げ方式」による取水について（図＝紫色の水路）
 - ・樋門の堰上げにより、水路に河川水が引き込まれる。
 - ・その後、水田横に走る用水路を介して流下し、最終的に下流部の塩川本流へ帰る。
 - ・塩川本流に帰るまでに、主に用水路の右岸側の水田に用水され、水田排水は塩川へ流下している。
- ②「ポンプアップ方式」による取水口について（図＝青色の水路）
 - ・樋門に付随する取水口からポンプアップ方式で①とは別の水路に引き込まれる。
 - ・その後、道路沿いの側溝を走り、暗渠水路を介して、樋門からみて北西側の周辺水田へ供給される。

塩川下流部・「上記以外の利水関係区域」としての区域の拡大図



取水用の樋門あり

ポンプアップと堰上げの
2種・2水系の取水あり

5

開 発 協 会

鳥取県西伯郡淀江町

環境プラント工業株式会社

開 発 協 定 書

淀江町（以下「甲」という。）と環境プラント工業株式会社（以下「乙」という。）とは、環境プラント工業第2不燃物最終処分場の建設について、次のとおり協定する。

（開発事業の目的等）

第 1 条 乙は、鳥取県西伯郡淀江町大字小波地内において、環境プラント工業第2不燃物最終処分場の建設（以下「開発事業」という。）を行い、もって、鳥取県西部広域行政圏の衛生事業に寄与するものとする。

2 乙は、平成 9 年 7 月 29 日（第3条の同意のあった日）以後、すみやかに開発事業に関する工事（以下「工事」という。）に着手し、平成 25 年 3 月 31 日までに工事を完了するものとする。

（協 力）

第 2 条 甲は、開発事業が円滑に行われるよう開発事業の実施に関する関係許認可事項等の指導、その他の協力をするものとする。

（開発事業実施計画）

第 3 条 乙は、この協定の締結後すみやかに、変更開発事業実施計画（設計）を作成するとともに、これを甲に提出してその同意を得なければならない。また、これを変更するときも同様とする。

（土地の用途）

第 4 条 乙は、開発事業を実施しようとする土地を第1条第1項の目的以外の用途に供してはならない。

（開発事業の実施）

第 5 条 乙は、第3条の変更開発事業実施計画（設計）に基づき、甲及び関係行政機関の指導及び監督のもとに、開発事業を実施するものとする。

2 乙は、工事に着手したときは、すみやかにその旨を甲に届け出なければならない。

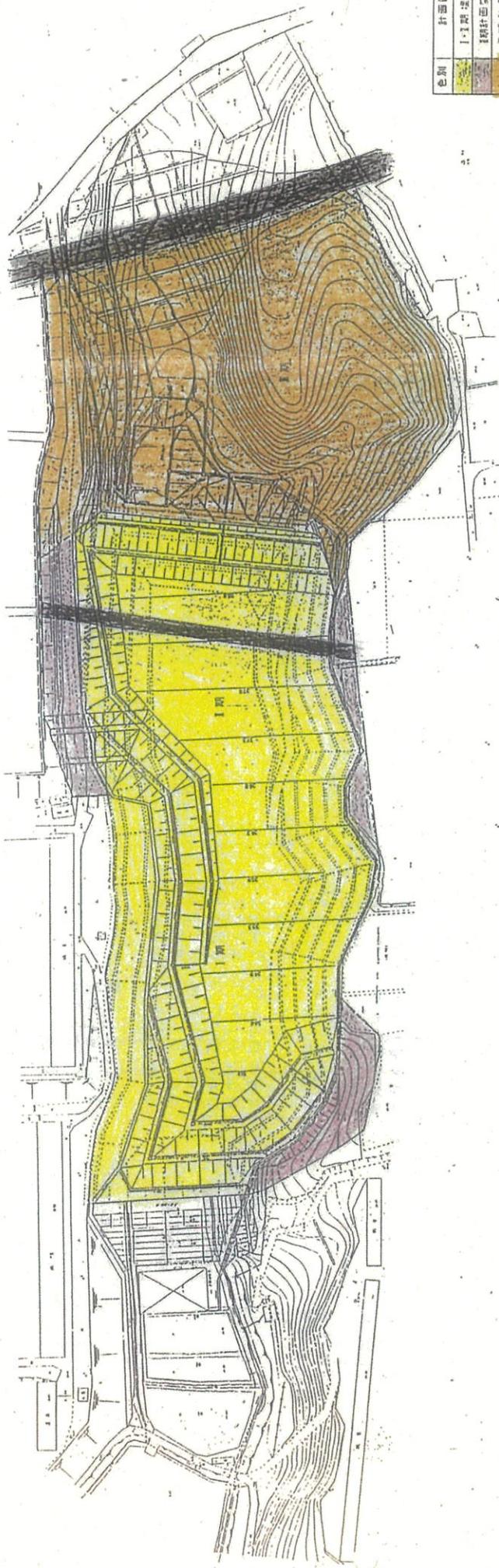
3 乙は、開発事業の進捗状況を随時甲に報告するものとし、甲は、必要に応じて開発事業の施工場所その他開発事業に関係のある場所に入り、工事の施工方法等について検査することができる。

平成8年2月1日(金)

淀江第2最終処分場全体計画について

4者確認を行った。

- ・ 淀江町長 森本 和夫
- ・ 淀江町土地改良区理事長 山根 淳
- ・ 西部広域行政管理組合事務局長 伊塚 勇造
- ・ 環境プラント工業(株)代表取締役 河本 弘文



图例	说明
黄色	规划用地
棕色	现状用地
绿色	绿地
蓝色	水域
黑色	道路

工程名称		设计单位	
工程地点		设计日期	
工程规模		设计人员	
工程性质		审核人员	
工程阶段		审核日期	
工程内容		审核人	
工程说明		审核人	

町長	副町長	課長	補課長	係長	係	台	機
					主 査	副 査	

変更開発事業実施計画書

資料7

9166

平成9年8月28日

淀江町長 森本 和夫 様

協議者

住所 鳥取県米子市高島1-30番地1
 環境プラント工業(株)
 氏名 代表取締役 河本 弘文

開発協定書第3条の規定により、変更開発事業実施計画を作成致しましたので、ご同意をお願い致します。

同意年月日	平成4年7月30日受企第42号		
開発事業の名称	環境プラント工業 第2不燃物最終処分場		
施工場所	鳥取県西伯郡淀江町大字小波字泉原434-2番地ほか8筆		
変更の理由	<p>埋立て跡地を農地として利用する為、隣接地と高さを含わせて有効利用、土地改良事業2工区と3工区との連絡道路建設を有利な形状とするよう地元各関係者より申し入れがあった。</p> <p>また、廃棄物の埋立て用(保護土)として、掘削残土をストックする為に、Ⅲ期計画部分申請に先立って覆土置場用地として開発面積の追加申請致します。</p>		
変更内容	変更前	① 変更後	② Ⅲ期計画
	開発区域 39,606㎡	開発区域 43,164㎡	開発区域 57,664㎡
	埋立面積 28,267㎡	埋立面積 31,825㎡	埋立面積 52,125㎡
	埋立容量 443,942㎡	埋立容量 490,367㎡	埋立容量 836,145㎡

目 次

1. 全体計画概要

今回変更部分に関する添付書類

2. 開発事業変更協議書写し

3. 誓約書

4. 開発事業計画

5. 用地選定理由書

6. 流域図

7. 工事工程計画

8. 全体計画及び期別計画の概要

9. 開発区域一覧表

森林の所在場所、面積、権利関係一覧表

森林以外の所在場所、面積、権利関係一覧表

10. 地番別土地利用区分面積内訳表

11. 施工同意書

12. 調整池容量計画書

13. 雨水排水計算書（変更後）

14. 土量計算比較表（埋立容量）

15. 残置森林等の維持管理計画書

16. 残置する森林等の管理に関する誓約書

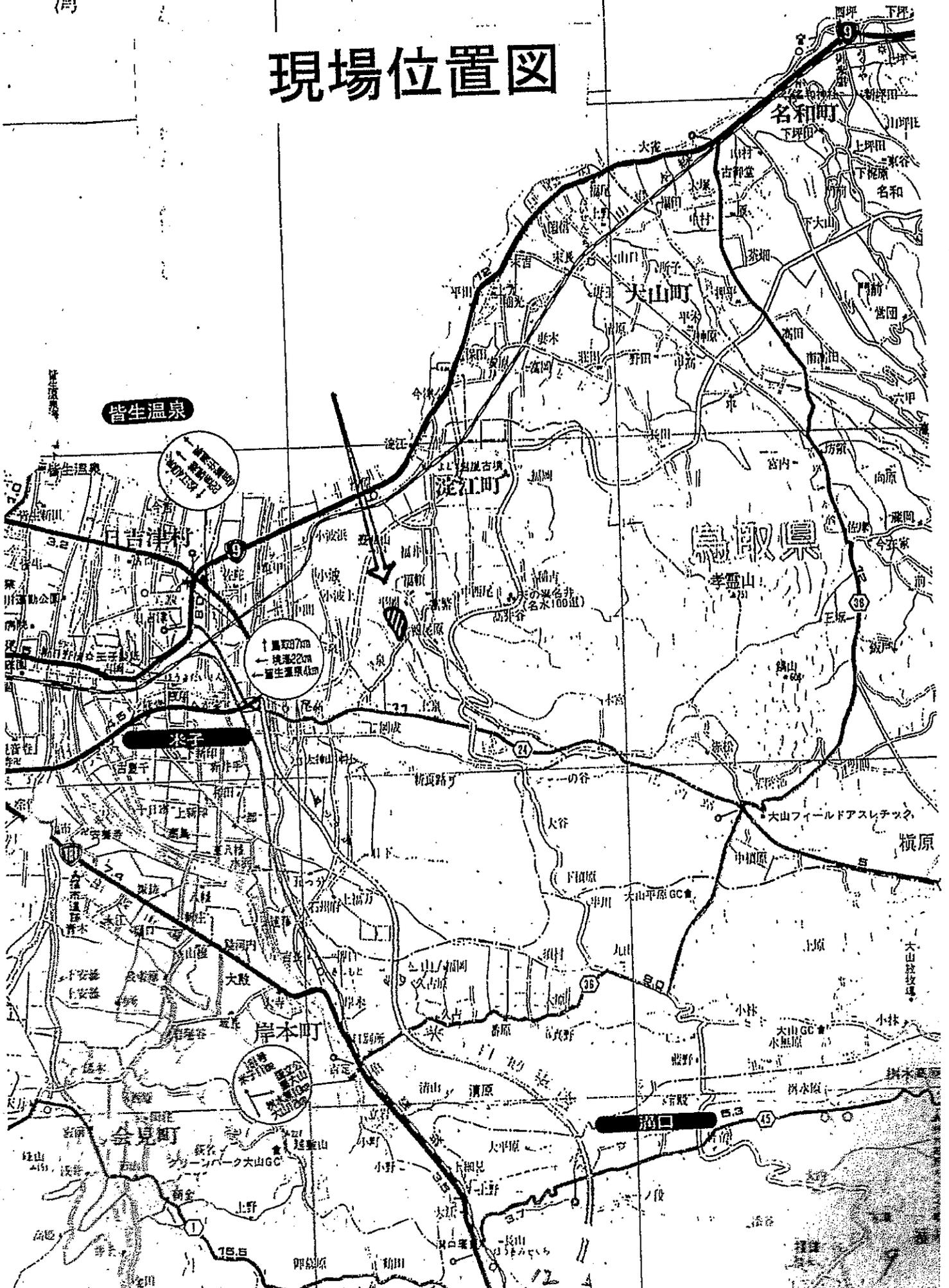
17. 他法令関係

18. 登記簿謄本（追加分）

19. 添付図面

湾

現場位置図



① 変更事項

区分	当初設計分	第1回変更分			第2回変更分			今回変更分			
		変更前	変更数量 (本体左岸部)	変更数量 (本体右岸部)	変更数量 (本体右岸部)	変更数量 (史跡調査部)	変更数量 (覆土置場)	変更数量 (減少)	変更後	変更率	
開発面積	39,606 m ²	1,168 m ²	1,168 m ²	1,595 m ²	795 m ²	11,846 m ²	---	55,010 m ²	38.89%		
埋立面積	28,267 m ²	1,168 m ²	1,595 m ²	795 m ²	---	---	---	31,825 m ²	12.59%		
埋立容量	443,942 m ³	18,313 m ³	25,071 m ³	10,739 m ³	---	---	---	490,367 m ³	10.46%		

(埋立容量変更数量表)

測点N	中距離 (a)	断面			史跡調査部 (b3)	減少(c)	小計 [(d)=(b1)+(b2) +(b3)-(c)]	体積 (a) * (d)
		本体左岸増加 (b-1)	本体右岸増加 (b-2)	本体右岸増加 (b-2)				
No.6	20.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
No.7	20.0	0.00	0.00	53.12	53.12	0.00	53.12	1,062.40
No.8	20.0	0.00	0.00	312.87	312.87	0.00	312.87	6,257.40
No.9	20.0	0.00	0.00	134.59	134.59	0.00	134.59	2,691.80
No.10	20.0	0.00	0.00	20.63	20.63	0.00	20.63	412.60
No.11	20.0	0.00	0.00	15.76	15.76	0.00	15.76	315.20
No.12	20.0	86.45	0.00	0.00	0.00	0.00	86.45	1,729.00
No.13	20.0	178.32	0.00	0.00	0.00	0.00	178.32	3,566.40
No.14	20.0	156.00	0.00	0.00	0.00	0.00	156.00	3,120.00
No.15	20.0	106.00	0.00	426.71	0.00	0.00	532.71	10,654.20
No.16	20.0	164.00	262.43	0.00	0.00	27.22	399.21	7,984.20
No.17	20.0	171.00	212.55	0.00	0.00	82.71	300.84	6,016.80
No.18	20.0	59.20	222.17	0.00	0.00	124.08	157.29	3,145.80
No.19	20.0	-5.30	129.70	0.00	0.00	150.96	-26.56	-531.20
計								46,424.60

②全体計画（Ⅲ期含む）

	開発面積	埋立面積	埋立容量（計画）
当初部分	39,606㎡	28,267㎡	443,942㎡
変更部分	3,558㎡	3,558㎡	54,123㎡
変更減			-7,698㎡
Ⅲ期計画部分	14,500㎡	20,300㎡	345,778㎡
計	57,664㎡	52,125㎡	836,145㎡

備考 覆土置場の開発面積分は、Ⅲ期計画分を含む。

当処分場建設にあたり、当初より、谷全体を埋立てる計画で進んでおりⅠ期工事、Ⅱ期工事に伴う
変更工事の準備も整いました。

残るⅢ期工事については、県道建設等のからみもある為、実計画が出来ない状況にあります。

Ⅲ期計画に着工出来る状況が整った時点で、申請手続きを行いたいと考えております。

資料 8

受 淀 第 9166 号
平成 9 年 10 月 23 日

環境プラント工業株式会社
代表取締役 河本 弘 文 様

淀江町長 森 本 和 夫

変更開発事業実施計画（設計）の同意について

平成 9 年 8 月 28 日付で提出のあった変更開発事業実施計画（設計）
については、開発協定書第 3 条第 1 項の規定に基づき同意します。

自然の融合



環境プラント・
西部広域の連名
のパンフレット

 環境プラント工業株式会社
鳥取県 西部広域行政管理組合



西部広域管理者
米子市長の挨拶を掲載

ごあいさつ

生活様式の高度化に伴い、排出される産業廃棄物は、年々増加傾向にあり、増加する一方にありますが、これに対応するため新たな最終処分場の確保は、自然環境が著しく阻害される昨今、ますます困難な状況になってまいりました。

この様な状況の中、環境プラント工事が関係の技術及び設備を導入した第2最終処分場をここに建設されました。当組合としては、この処分場において圏域14市町村から排出される一般廃棄物の最終処分業務を委託することとしております。今後、互いに協力を図りながら適正な最終処分場の管理運営を目指すとともに、間接的に排出される一般廃棄物の減量・減容化を積極的に推進し、最終処分場の延命化を期して行きたいと考えているところであります。

おわりに、第2最終処分場の建設に当たって深いご理解、ご協力いただきました関係者、近江町並びに地元関係者各位に対し、心から感謝を申し上げます。

米子市長
米子市環境行政推進委員会 委員長

谷 市 町 村 長 様

候 補 地 の 要 件

「別紙1」

産業廃棄物最終処分場建設の候補地は、以下の要件を目安にして探してください。
なお、下記の要件は、条件によっては、必ずしも満足する必要が深い場合がありますので、少しでも可能性のありそうな候補地がありましたら、教えてください。

1 面 積： 約10～20ha程度のある程度まとまった土地。
(10ha以下または、20ha以上の土地でも、条件によっては候補地となる可能性がありますので、教えてください。)

2 地 形： 谷、または平地
(条件によっては、丘陵地も候補地としての可能性があります。)

3 周辺状況：(1) 集落・住家等に隣接していない。

(2) 飲用水源地、もしくは飲用水源地に隣接して直上流に位置しない土地。
(飲用水源整備の計画がある場合も同様です。)

(3) 土石流危険渓流・地滑り地帯等の地形的な危険箇所でない。
(危険箇所の確認は、貴市町村の承知されている範囲で結構です。)

(4) 連絡道路が近くにある。
(処分場への進入路は、必要があれば整備する予定ですが、車の無い山奥等では進入路建設費が膨大になります。)

4 土地状況： できれば、公有地などの地権者が少ない土地。

産業廃棄物最終処分場の候補地について (依頼)

梅雨明けも間近なようですが、あなたにおかれてはますます御清業のこととお喜び申し上げます。

さて、当センターでは、平成6年に設立して以来、現在まで青谷・鳥取市小沢見と2箇所で産業廃棄物の最終処分場の建設を目指して鋭意努力してきましたところですが、地権者の合意が得られず、2箇所とも計画を断念するという残念な結果に終わっております。

当センターでは、これら、過去の経験を踏まえ、理事の一環等により体制の強化を図り、新たな気持で計画を推進していくこととしております。

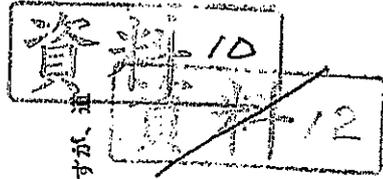
各市町村におかれましても、以前にも増して、当センターの事業推進に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願ひします。

つきましては、貴市町村内で産業廃棄物最終処分場建設の可能性があると思われる候補地を、下記により御回答くださいますよう、よろしくお願ひします。

なお、候補地が無い場合も、その旨御回答くださいますようお願いいたします。

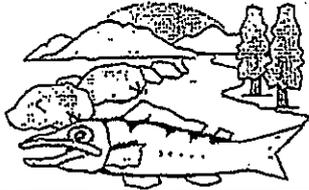
記

- 1 候補地の要件 「別紙1」による
- 2 回答様式 ・「別紙2」
・市町村管内図に候補地位置を記入したものと
・候補地及び周辺のゼンリン地図写真
・候補地及び周辺の平面図・地形図
- 3 回答期限 平成15年8月15日(金)までにお願ひします。
- 4 回答及び問い合わせ先
担当： []
〒680-0011 鳥取市東町二丁目308番地 鳥取県庁東町分行内
電話：0857-26-3327 ファクス：0857-26-3328
e-mail: k-center@hal.na.jp



資料13

受付
15. 8. 15
財団法人鳥取県環境
管理センター



ファクシミリ発信票

淀江町

発信年月日	平成 15 年 8 月 12 日
送信先	(財) 鳥取県環境管理事業センター 様 FAX 0857-26-3328
発信文書名	産業廃棄物最終処分地の候補地について (回答)
連絡事項	いつもお世話になっております。 このことについて、候補地はありません。 よろしくお願ひします。
発信枚数	B5 () 枚・ A4 () 枚・ A3 () 枚・ 計 - 枚 *本票のみ
発信元	〒689-3492 鳥取県西伯郡淀江町大字西原1129番地1 淀江町役場 町民課 環境保全係 TEL 0859-56-3111 (代表) FAX 0859-56-5201
備考	